

## 内閣委員会議録 第十 六 号

平成二十年五月十六日(金曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 中野 清君

理事 江崎洋一郎君 理事

理事 櫻田 義孝君 理事

理事 村田 吉隆君 理事

理事 大畠 章宏君 理事

理事 赤澤 亮正君 理事

理事 木原 誠二君 理事

理事 戸井田とおる君 理事

理事 中森ふくよ君 理事

理事 萩生田光一君 理事

理事 市村浩一郎君 理事

理事 楠田 大蔵君 理事

理事 西村智奈美君 理事

理事 石井 啓一君 理事

國務大臣 国務大臣

内閣府副大臣 内閣府副大臣

内閣府大臣政務官 内閣府大臣政務官

内閣府大臣政務官 内閣府大臣政務官

総務大臣政務官 政府参考人

内閣府政策統括官 政府参考人

政府参考人 政府参考人

内閣府国民生活局長 政府参考人

(内閣府公益認定等委員会 事務局長) 政府参考人

(金融庁総務企画局参事官) 政府参考人

(総務省大臣官房審議官) 政府参考人

津曲 俊英君 戸塚 誠君

西 藤岡 文七君

西村 明宏君

二之湯 智君

補欠選任

同日

辞任

五月十五日

委員の異動

官

内閣委員会専門員

官

川本正一郎君

杉山 博之君

官

内閣委員会専門員

官

川本正一郎君

西 野田 佳彦君

西 博義君

西 野田 佳彦君

順次質問をさせていただきます。

地域力再生機構そのものの質問に入る前に、その前身と言つていいかわかりませんけれども、大いに参考になると思われる産業再生機構についてお尋ねをしたいと思います。同機構の活動については、一部では、期待したほど大物を取り上げなかつたとか、いろいろな評価も見られたところであります。私は非常に高く評価をしております。政府がこれから地域力再生機構を設立するに当たり、大きな自信になると確信をするところでございます。そこで、まずこの点についてお伺いをしたいと存ります。

平成十五年から昨年まで存在をし、産業の再生と信用秩序の維持という二つの法目的を担つて、幾つもの企業再生を実施した産業再生機構の活動実績について、具体的な数字なども挙げて、どのような評価をしておられるか、教えていただきたいと思います。

○大田国務大臣 事業再生というのは本来は民間がやるべきことですので、正直なところ、産業再生機構ができると聞いたときは、私も、そこに官生機構が介入していくんだろうかということは思いました。

しかし、その後の産業再生機構の実績、活動というものを見ますと、債権者の関係が複雑に入り組んでいるところに、スキームをつくってその調整を大きく進めていく枠組みというものは、有効に機能したというふうに考えております。全体で四十一案件の支援をして産業再生を行いました。そのまま放置すればさらに劣化したであろう経営資源というものを立て直して、不良債権の処理の促進それから信用秩序の維持というものを果たしましたというふうに考えております。何より、それによつて失われたかもしれない雇用をしっかりと確保していくといった点は、私は大きい成果であったというふうに考えております。

○赤澤委員 ありがとうございました。私も全く同感です。

個別の支援対象について見ても、全部で十四都

道府県にわたる四十一件の案件のうち、その後破綻したものというのは島根県のかわら屋さん一個だけでありまして、例えば、工作機械のメーカーのミヤノなどは、その後東証二部上場を果たしております。三井鉱山に至っては、コーケス炉を新設するというリスクを伴う判断も勇敢に行って、現在の原材料価格の世界的な高騰の波に見事に乗ったということをございます。

さらにお伺いをしたいのは、産業再生機構が残したプラスの遺産でございます。昨年機構は解散しましたけれども、こうした機能を持った機関の設立は日本では初めてでございまして、なつかつ、これまでにないプラスの遺産が生み出されたと私は考えます。それは、言うまでもなく人材ということかと思うんですが、ちょっと二つあわせて伺いますけれども、事業再生のノウハウや実績を積み重ねて訓練をされた人材が今どういったところでまた活躍をしているのか、その辺も含めて、産業再生機構が残したプラスの遺産についてお伺いをしたいと思います。

○大田国務大臣 産業再生機構は、その副産物として幾つかの功績がございました。

一つは、事業再生の分野で手法をしっかりと確立させていったということがございます。プロラタ原則と呼ばれる原則を貫いて、メインバンクだけではなく非メインバンクまで含めて、全体で再生するという手法を確立した、それから、企業価値の算定の方法としてディスクカウントキャッシュフロー法という仕組みも確立させたというような、事業再生の分野で、先生おっしゃるように、そういう分野が日本では育つていなかつたんですけれども、大きく一步進めたと言えます。

それから、人材の面で、この事業再生の分野の人材を生み出すきっかけになりました。一番多いときで二百二十人余りのスタッフが産業再生機構におりました。ここで貴重な経験を積んだこと

で、例えば、それ以外の、今どんどん出てきている民間のファンデで活躍したり、さまざまな形で今事業再生の分野で活躍しております。

そういう意味で功績があつたと考えております。

○赤澤委員 産業再生機構で働いた多くの有為な人材が、民間レベルから見れば安い給料とはいえない、最高のオン・ザ・ジョブ・トレーニング、成功体験を積んだ、いわば給料をもらいながらビジネススクールで学んだかのごとく、今後の日本経済の発展や安定に大きな力を發揮することは間違いないというふうに思います。そしてまた、一たびしつかりと公共精神を發揮して国のために働いてくださった皆様ありますので、今後の地域の経済再生に当たつても、必ずや一肌脱いでくださるというふうに期待されるところでございます。

それでは、本日の主題の地域力再生機構についてお伺いをいたします。設立目的から始めたいと思います。

再生機構の事業再生手法、これは産業再生機構のそれと同様と聞いておりますけれども、地域力再生機構の目的、機能について、産業再生機構との比較においてわかりやすく御説明をいただきたいと思います。

○大田国務大臣 地域力再生機構は、産業再生機構地方版として構想を練つたものではあります。

先生が最初におっしゃいましたように、地域経済の立て直しというのは本当に急がれる課題である、本格的に地域経済を浮揚させるために何が欠けているんだろうかということを私も一生懸命考えました。いろいろな方にお話を伺いました。そのとき、二つの点が浮かび上がつてまいりました。

一つは、人材が必要であるということです。事業を再生させる人材、あるいは商店街のようなものをプランをつくって再生させていく人材、人材が必要であるというのが共通した声でした。何とか都市から地方へ、あるいは大企業から中小企業

へ人材を還流する仕組みができないだろうか、これが最初のスタートです。

それからもう一つ、共通して出てきましたのは、地域の中核的な企業で、本来雇用を生み出する力を持つていて、過大な債務を抱えてしこつたままになつていて、再生が先送りされているものがあるということです。これが二つ目の共通事項ですけれども、ここで産業再生機構のノウハウを生かせるのではないかと考えました次第です。

したがつて、人材を派遣し、そして再生のノウハウとしては産業再生機構が残したノウハウを使いながら、地域経済をスピード的に、短期集中的に再生させていくスキームということで創設を検討しましたのが地域力再生機構です。

○赤澤委員 ありがとうございます。

大変的確にお話をいただいたので、ちょっといろいろ説明しようかと思つていましたが、そこを少しはしょりながらいきたいと思います。端的に申し上げて、地域力再生機構は産業再生機構の地方版では決してないという御説明ではありましたけれども、そのノウハウはしっかりと活用するんだ、私はそのとおりのことだと思います。

両機構の違いでいえば、実は産業再生機構は地方公共団体からは出資を求める仕組みを持たず、地方公共団体からは連携とか協力といったことも求めないという陣立てになつていて、今回の地域力再生機構は、そこは本当に大きく違うわけありますけれども、違いは明確に認識した上で、やはり基本的な発想は似ていると私は思いました。

というのは、関係者がインセンティブを持たずには、破綻させざるをやうとするいつてしまふという事業の類型というのは典型的にあるわけであります。わかりやすく言えば、日商販売でありますのは固定費型の商売であつて、キヤッショフローが毎日入つてくればこれはなかなか倒れない、あるいは、日々キヤッショフローが出ていかないような業態であればなかなか倒れない。こういったものについては、いわば適宜足らず前を補てんしたりしな

がら、事業の価値 자체は全く改善されず、そのま実は税金の無駄遣いなりを続けてしまうといつたことが非常に起きやすいんです。これはもう営利企業であろうと、あるいは補助金をもらひながら事業を続けている営利企業、バス事業といったようなものを加えて、三セクも全く同じような状況だろうと私は思います。

そういうふた意味で、こういった、類型的にながめられて、なか事業の破綻をしづらい、しかも関係者がそれといった業態についてしっかりと手を入れていく、という仕組みをつくることについては非常に重要な点であって、発想は共通しているということを私は感じるものでございます。

引き続きまして、地域力再生機構設立の具体的な効果、同機構のすぐれている点、あるいは現存の他の仕組みでは実現できないポイント、手続の妥当性といったものについて順次お伺いをしたいと思います。

地域力再生機構の目的には、地域経済の再建を図るということがございます。私は、端的に言えども、その成果として有効求人倍率が一に近づくことをを目指していただきたい、数値目標も欲しいなどと思うことでありますけれども、そういうふたことがもし難しいのであれば、地域経済がどのような状況になることを目指しているのか、簡潔に教えていただきたいと思います。

○藤岡政府参考人　お答え申し上げます。

地域力再生機構でございますが、地域経済の中核となる中規模企業、第三セクターの事業再生を、民の経済をベースといたしまして支援するというこによりまして地域の経済の再建を図るものでござります。

[View Details](#)

して、この地域力再生機構による支援の成果として具体的な数値指標等を実現するという性格のものではございません。この機構による事業再生の支援を始めとして、また種々の地域活性化への取り組みを推進することにより、活性化を図ることを目指しておるものでございます。

○赤澤委員 非常に抽象的な説明をいただきまし

次に紹介させていただきたいたいんですか。地域再生機構の支援対象企業の選定の基準はどのようなものか、支援決定に当たっての手続の公平性、透明性についてお伺いをしたいと思います。

○大田国務大臣 対象企業を公明公正に選ぶというのがまさに地域力再生機構の命綱になるようなものです。ここは公平公正な選定が行われるということが必要で、支援基準は主務大臣が告示して定めることになつております。

今考えておりますのは、支援基準の中で、対象

企業に三つの条件が必要です。一つは、地域経済で重要な役割を果たしていること、二番目に、過大な債務を負っていること、三番目に、三年以内に事業再生が行われることです。このうち、事業再生が見込まれるということについていえば、主要な債権者の同意が必要です。それから、地域力再生機構として買い取った債権の処分が可能であるということです。それから、事業内容、財務内容の改善が大きく見込まれるということが必要であります。

• 10 •

中華書局影印  
古今圖書集成

成り立つかなどの観点から、極めて専門的な判断で、いわゆるプロフェッショナルジャッジメントと呼ぶべきものであります。そういう意味では、支援対象の決定について、告示で定める客観的な基準は当たり前の基準、本当にそれを満たさないときや絶対持続的な存続はできないというような低限の基準だけ定めた上で、あとは再生委員会の

そういう意味では、再生委員会の人選は、人選に当たって、一流のプロフェッショナルで、それとともに政治的な圧力から無縁な委員をしつらうにということをしつかりやつていかなきゃいけないということだらうと思います。

私の中学、高校からの同級生であつた富山和彦は、元産業再生機構代表取締役専務、COOを初めとする関係者からのお話を総合的に承れば、個人的には存じ上げておりませんけれども、委員長をいた

やつておられた高木新二郎先生など最適任であると受けとめておりますし、これは余談でありますけれども、しつかりとした人選をぜひお願ひしたいというふうに思います。

それから、地域力再生機構の設立の効果についてのお話を続けたいと思いますが、三セクの経営状況は非常に厳しいということで、手元の資料では、平成十九年の調査で、全体の法人数七千五百六のうち、負債が資産を上回っている法人数が四百三十六ということです。

## ( ま か う 構 う う , 指

数日で暮れたりする

を的と彦 けよかめり

は、ただいま御指摘ございましたけれども、大  
厳しい状況でございます。三三%が赤字という  
うな状況でもございます。

そういう中で、昨年の六月に地方公共団体の  
政健全化法が成立了しまして、今後、第三セ  
ターも勘案しまして、地方財政に関するさまざま  
な指標、数値等々の算定、公表が進められてい

とんどメーンバンクがかぶれみたいな議論の  
援協議会というものが地域に置かれております。  
で、どうも言い出しづらいな、こういう状況は  
かにあるのでございます。そういうつたことにつ  
て、債権側に案分して対応していく、それも迅  
にやるという方向は非常に有効だと思います。  
ういう意味でも、地域の金融機関からも強く求  
られる仕組みになつていると私は確信をするも  
でござります。

引き続きまして、中小企業については、再生

○赤澤委員 きょう 金融庁からも来ていましたが、ちょっとと申しわけないんでが、これは指摘にとどめさせていただきたいと います。

先ほど大臣から御指摘のあつたプロラタ原則 大変有効だと思います。地域においては、メーバンクが、つき合っている企業、非常に大事な業だが負債がかさんでいるな、何とかせにやいぬなと思いながら、自分から再生をやりたいとうと、メインバンクだから多く債権放棄しろ、

# 中 確 い 速 そ め の 支 こ

ほ 言 か 企 ン 、 思 す い

# くまク財 ふ変

の再生支援協議会、これでは対応ができないような問題について、地域力再生機構ははどうのように対応していくことができるのかをお伺いしたいと思います。私は、大まかなイメージとして、地域力再生機構は、地域経済全体に影響を与えるかないような中規模な企業を対象、中小企業再生支援協議会は小規模の企業を対象という感じかなというイメージも持っておりますけれども、あわせまして簡単にコメントをいただければありがたいと思います。

なという希望が出てきているのだと思います。この点においても本法案は地元の要望にこたえるものだということを強調しておきたいと思います。

地域企業や第三セクターにとって再生を図ることは喫緊の課題でございまして、ましてや都市と地方の格差のは是正が国家の最重要課題の一つと位置づけられている現在、地域力再生機構に期待される役割は非常に大きいことは間違いがございません。

そこで、最後の質問になりますけれども、今後、地域力再生機構を通じて都市と地方の格差を

のは、それでも元気がある方じゃないかと私は思  
うんです。  
いろいろな意味で鳥取県などは、いろいろな財  
政力を見ても全國の中でも本当に一番弱い、弱小  
な經濟の県と言えると思いますが、そういう県の  
地域經濟を支えている企業についても温かい目を  
注いでいた。だいて、支援決定の際にも、規定の中  
に、企業の規模で決して不利益取り扱いはしない  
ということがあつたとりますけれども、日を当  
てて温かい目で見ていていただきたいと思いま  
す。

れる取引先の再生をしているという事例もたくさんございます。地域金融機関の企業再生支援の取り組みということにつきましても確認をしておきたいと思います。

それぞれ、経済産業省、金融庁からお願ひいたします。

○長尾政府参考人 お答え申し上げます。

経済産業省におきましては、多様な中小企業の事業再生を支援するために、平成十五年から、都道府県ごとに中小企業再生支援協議会を設置しているところでございます。そこで相談から再生計

事業の目標策定、経営指導や会計など、中小企業者への規模や状況に応じたきめ細かな事業再生を支援しております。ただ、中小企業再生支援協議会は、地域力再生機構が行いますような債権の買い取りも立派、専門の方の運営を行なっています。

是正し  
必ずや日本経済全体を活力あるものにして  
いきたいという大臣の御決意を伺いたいと思  
います。

それをお願いした上で、本日これまでの質疑の中で明らかになつたことは、関係者の努力だけではなかなか解決が困難な地域の企業再生の分野において、地域経済の要望にしつかりとこたえる形で、産業再生機構で培つた人材、知識、経験、ノ

画の策定まで、きめ細かく常駐専門家が対応しているところでございます。

主として中規模企業 第二セクターなど  
の再生について先導的役割を果たすことを期待し  
ております。

用を生み出し得る能力を失っているところ、過大な債務を抱えているところを、今、本当の意味で再生させていくということは大変重要な課題だと思つております。これなくして地域間の格差というものは是正されないと考えております。

い、その有効性は間違いないものであるといふことでござります。以上から、私は本法案の速やかな成立を強く希望するものであります。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

いました。

により課題が解決しているところでございます。また、千六百五十社の再生計画の策定を完了しておりまして、その結果、約十万人を超える雇用が確保されているというふうに理解しております。また、再生計画の策定を完了した中小企業の従業員規模で見てまいりますと、従業員数二十二名以上百人以下の企業が五十四社、二一%を占めています。

○赤澤委員 今の点、よくわかりました。  
そして、もう一つ地域力再生機構のメリットを  
指摘してみたいと思います。

の活力をしっかりと底から上げていくということに取り組みたいと思いますので、今後とも御協力、御支援をどうぞよろしくお願ひいたします。

○石井(啓)委員 おはようございます。公明党の  
石井啓一でございます。

以上百人以下の企業の割合が五七%と一番多うございまして、二十名以下の小規模企業も二六・五%というような状況になつております。

○三村政府参考人 地域金融機関の取り組みについてお答えをいたします。

金融庁では、従来より、地域密着型金融の枠組

れるのに対して、地域力再生機構は中央に置かれ  
るという点であります。この点は、第三者の目、  
おかげ八目といったメリットだけではなくて、地  
方にとつては非常に大きなメリットがあります。

ぜひ、この仕組みをしっかりと確立して、今大臣が御決意を披露されましたとおり、地域力の再生を図っていただきたい。

ただ、私としては一点指摘をしておきたいと思うのは、例えば中小の建設業などを見ても、実

とでござります。この目的は私も大いに賛同するところでございます。その上で、幾つか確認をいたしたいと存じます。  
今ほどの質問にもございましたけれども、類似の企業再生の仕組みがござります。  
まず、経済産業省さんが主導されてやつていま

いてお答えをいたします。  
金融厅では、従来より、地域密着型金融の枠組みの中で、借り手企業の事業再生についても取り組みを促してまいったところでございます。各地域金融機関においては、さまざまな手法を活用して取り組みを行っているものと認識しております。

れるということは、本当に、地元の金融関係者あるいは経済界の人間と話していくも、よく指摘を受ける点でございます。だからこそ、第三者の目で、第三者の手で、中央に置かれた地域力再生機構がしっかりと調整をし、再生を図ってくれたたら

況が悪い企業については、もうやめる決断すらなかなかできないことがござります。この地域力再生機構に引きつけて言えば、まだまだこれは、手を挙げて支援決定をもらおうということであり、躍進機構に名乗りりを上げてくるような企業という

あります。この企業再生実績について、その件数や、あるいは、支援対象企業の規模がどういった規模の企業を対象にされているのか確認をいたしたいと思います。

地域金融機関における事業再生に向けた取り組みにつきまして、地域密着型金融の「オローラアップ」の中で金融庁として把握をしているケースを申し上げますと、平成十八年度の一年間におきまして、例えば、中小企業再生支援協議会の協力

のものと事業再生計画を策定した先が三百九十一

先、二千八百三億円。再建対象企業に対する債権を株式化、劣後ローン化することで過剰債務の解消を目指したケースが八十五件、約四百二十二億円。企業再生ファンドへ出資した金額が百六十二億円となつてござります。

○石井(啓)委員 こういつた中小企業再生支援協議会あるいは地域金融機関みずから企業再生支援、あと、加えまして、民間の再生ファンドもござりますね。民間再生ファンドの実績を聞こうと思いましたけれども、何か把握している役所がないということなので聞けなかつたんですが。

そういうふた多様な企業再生支援の仕組みがあることに加えて今回この地域力再生機構を設立する必要性について確認しておきたいと思います。言いかえれば、既存の企業再生支援と地域力再生機構との役割分担がどうなつていくのか、この点について確認をいたしたいと思います。

○大田国務大臣 事業再生には多様な枠組みが必要です。中小企業は業種、業態によつてかなり異なりますので、多様な枠組みが必要ですが、これまでになかつたもの、これまでになかつたという点が二つございます。

一つは、債権者が複雑に絡んでいて、例えば地域外の銀行も絡んでいる、あるいは公的、政府系金融機関が絡んでいるといったような形で債権者を伴うようなややハードな再生、これは中小企業再生支援協議会ではできておりませんでした。したがつて、債権放棄を伴つような事業再生、そして債権者が非常に複雑に入り組んでいるまましこつているもの、ここに対して今回取り組もうといふのが地域力再生機構です。

○石井(啓)委員 その点についてもう少し確認したいんですが、債権放棄といいますと、いわば民事再生という手法もござりますよね。民事再生に行かないで、手前でこの今回の地域力再生機構を行なう、そのメリットというのはどういうこ

とがあるんでしようか。

○大田国務大臣 民事再生は法的整理になります。これは、民事再生の場合ですと、例えば売り掛け債権のような取引債権まで弁済の対象になつてしましますので、企業価値がそこで大きく毀損してしまうことがございます。

一方で、私的に、地域力再生機構のような形をとりますと、取引債権はそのまま保全されますので、企業価値を維持したまま再生するということができます。ただ、ここで難しいのは、債権者の調整、全員の合意がとれないとの私的整理になりますので、そこで長くしこつてきたことです。それを今度取り組むということになります。

○石井(啓)委員 確かに、民事再生の場合は、全員ではないですけれども、ある程度の割合が確保できれば再建できるということなんですが、おつしやるように、倒産に近いイメージダウンがありますからなかなか踏み出しにくいところがあります。そういうところで、多様な再生手段を設けるということは意義があるうと思います。

ただ、大臣おつしやるよう、関係者間の調整をやるというのもなかなか大変なところで、そこ

ら辺にノウハウが必要などころがあると思いま

す。そこで、今回、法案第一条で、機構の目的、地域経済に重要な役割を果たしているところを対象にするんだ、そういう事業者を支援するんだといふうになっていますけれども、地域経済に重要な役割を果たしている、この意味合いはどういう意味合いなのか。非常に幅広い定義になると思いますね。先ほどの大臣の答弁に、支援企業の支援基準の一つにもなつているようですけれども、この条件といいますか意味合いがどういうことなのか、確認をいたしたいと思います。

まさに、この機構、そういう、内容面でも地域経済に重要な役割を持つ事業者、過剰債務を抱えている事業者ということです。そういうことで、そういう条件のもので、二番目の御質問なんですが、機構が今支援する件数の想定ということです。今、全体で二百件程度は支援できる体制を面面考えてございます。

○石井(啓)委員 その二百件といふのは、今回面

り、役割を果たすというからは、地域の雇用確

保にとつて重要である、そこが再生すると一定の雇用を生み出しえるということ。それから、関連事業者にも広く関係している、波及効果が大きいという点です。それから、地域経済や住民生活へのインフラになつている。例えば交通網などがござります。こういつたものが基準に、一つの目安になりますと考へております。

○石井(啓)委員 ところで、今回この地域力再生機構をつくろうとする、そもそも潜在的な支援のニーズというのがどの程度あるのか、それはどういうふうに把握をされているのかというのを確認したいと思うんです。つくつても要請がされなければ、つくつたかいがないということございま

す。仮に、逆に、今度ニーズがたくさん出てきた場合、ではそれを受けとめられるのか。機構の方の支援のキャパシティーといいますか可能件数というのはどうなつていてるのか。この点、確認をいたしたいと思います。

○藤岡政府参考人 機構への具体的なニーズでございますが、現在、我々、いろいろな金融機関及び地方公共団体と話をさせていただいております。

その中で、今、例えばこれは一つの調査でございますが、全体の八割強の金融機関が機構の機能の活用に関心がある、あるいは、地方公共団体においても、まさに地方へのこの機構を活用することに関心がある、まさに地方へのこの機関の活用に關心がある、あるといふ声をお聞きしてござります。

まさに、この機構、そういう、内容面でも地域

徴は、第三セクターを支援対象にしているということ

でありますけれども、まず、第三セクターは

地方自治体が主導してつくつてあるわけでありま

すけれども、自治体の責任といふのをどこまで求めるのか、支援するに当たつて、言いかえれば、

これは自治体の公的な支援をどこまで求めるのか

ということになりますけれども、その点どうお考

えになつてゐるのか。

また、三七クの場合、自治体が損失補償をしているケースも多々あると思うんですね。そういう

場合の債権の扱いはどうなるのか。この点につい

て確認をいたしたいと思います。

○大田国務大臣 地域力再生機構では、債権の放棄を求めるまでの、經營者であるとか株主の責任

というのは当然問わなくてはいけません。第三セ

クターの場合は、經營者は当然退陣していただ

ことになります。それから、自治体が株式を保有

している、つまり出資をしている場合は、この株

主権の消却というのが当然求められます。

その上で、自治体によって損失補償をしている

場合の扱い、これについては、それぞれの個別の

事情に即して判断するということになつてしまひ

ます。

○石井(啓)委員 ただ、これは、再生という意味

店街、だつたら商店街を支援する。それは、温泉街で一件、商店街で一件なんでしょうか、それと

も、その中にある企業を全部加えて、一件ずつカウントして二百件ということなんでしょうか。

○藤岡政府参考人 現在、地域力再生機構で面的支援と申し上げていますのは、まさに産業再生

機関でも、地域の事業再生といふものは、単なるその事業体一つだけではなくて、例えば旅館なりバス会社であれば、それぞれ、まさにその周辺のことでもあわせて地方公共団体あるいは公的な支援を得ながらやっていかないと事業の再生が図れないという意味でございますので、そう申し上げている面では一件は一件ということございま

す。

り、役割を果たすと、いうからには、地域の雇用確

保にとつて重要である、そこが再生すると一定の雇用を生み出しえるということ。それから、関連

事業者にも広く関係している、波及効果が大きい

ことになりますので、企業価値がそこで大きくなつてしましますので、企業価値がそこで大きくなつてしまします。

○石井(啓)委員 こういつた中小企業再生支援協議会あるいは地域金融機関みずから企業再生支

援、あと、加えまして、民間の再生ファンドもござりますね。民間再生ファンドの実績を聞こうと思いましたけれども、何か把握している役所がな

いということなので聞けなかつたんですが。

そういうふた多様な企業再生支援の仕組みがある

ことに加えて今回この地域力再生機構を設立する

必要性について確認しておきたいと思います。言

いかえれば、既存の企業再生支援と地域力再生機

構との役割分担がどうなつっていくのか、この点に

ついて確認をいたしたいと思います。

○大田国務大臣 事業再生には多様な枠組みが必

要です。中小企業は業種、業態によつてかなり異

なりますので、多様な枠組みが必要ですが、これ

までになかつたもの、これまでになかつたという

点が二つございます。

一つは、債権者が複雑に絡んでいて、例えは地

域外の銀行も絡んでいる、あるいは公的、政府系

金融機関が絡んでいるといったような形で債権者

を伴うようなややハードな再生、これは中小企業

再生支援協議会ではできておりませんでした。

したがつて、債権放棄を伴つような事業再生、

そして債権者が非常に複雑に入り組んでいるま

ましこつているもの、ここに対して今回取り組もう

といふのが地域力再生機構です。

○石井(啓)委員 その点についてもう少し確認し

たいんですが、債権放棄といいますと、いわば民

事再生という手法もござりますよね。民事再生に

行かないで、手前でこの今回の地域力再生機構を

活用する、そのメリットというのはどういうこ

とがあるんでしようか。

では金融機関に何とか協力していただきたいということはあると思うんだけれども、一方で、金融機関の方にとつてみれば、それは自治体が損失補償しているから貸したんじゃないの、それはどうなんだという、両面ありますよね。そこはちょっとバランスを考えなきやいけないので、ケース・バイ・ケースなんですが、一律には言えないと思うんですけども、そこはどういうふうにしんしゃくしていけばよろしいんでしょうか。難しいケースなのでなかなか一律なお答えはできにくいかもしれませんけれども、確認をいたしたいと思います。

○大田国務大臣 金融機関からいたしますと、今この再生機構のスキームに乗ったときの弁済率と、それから、このまま資産が劣化していったときの状態とを比較考量するということになると思います。金融機関は、それを選択するということになつてまいります。  
例えば、これまでにも、芦別にありますカナディアンワールドを北洋銀行が、十九年間分割返済というようなスキームが一つできましたけれども、そういう成功事例を一つ一つつくっていくと、いうことも、全国規模で地域力再生機構が運営することの一つの役割になつてくると考えております。

○石井(啓)委員 これは大変チャレンジングな挑戦だと思いますので、ぜひ成功していただきたいと思います。

それでは、今回、地域力再生機構では、地方三公社は支援対象外になつておりますね。道路公社、住宅供給公社、土地開発公社、その三公社の再生支援というのはどうなつているのか。これは、それぞれ国土交通省、総務省に確認をしておきたいと思います。

○川本政府参考人 まず、私の方から、住宅供給公社につきましてお答えを申し上げます。

御案内のとおり、地方住宅供給公社、都道府県あるいは政令指定市などを設立主体としまして五十七公社ございます。地方公共団体の住宅政策の

ことなどはありますよね。そこはちょっとバランスを考えなきやいけないので、ケース・バイ・ケースなんですが、そこはどういうふうにしんしゃくしていけばよろしいんでしょうか。難しいケースなのでなかなか一律なお答えはできにくいかもしれませんけれども、確認をいたしたいと思います。

○大田国務大臣 金融機関からいたしますと、今この再生機構のスキームに乗ったときの弁済率と、それから、このまま資産が劣化していったときの状態とを比較考量するということになると思います。金融機関は、それを選択するということになつてまいります。

例えば、これまでにも、芦別にありますカナディアンワールドを北洋銀行が、十九年間分割返済というようなスキームが一つできましたけれども、そういう成功事例を一つ一つつくっていくと、いうことも、全国規模で地域力再生機構が運営することの一つの役割になつてくると考えております。

実施機関として、賃貸住宅の供給や分譲住宅の供給というものを行つたわけでございますが、これまで、設立団体による、地方公共団体が中心となりまして、場合によつては特定調停に持ち込まれるというような格好で、経営の再建策が講じられてまいつたわけでございます。

私たち国土交通省においても、例えば外部監査を導入していただきたいとか、あるいは減損会計の導入をするなどによって業務運営の透明性を高めてくださいといつたような要請をしてまして、設立団体である公共団体で状況をしつかり把握して指導監督をしていただきようお願いをいたしております。

また、もともとこの公社、民間ディベロッパーが未成熟だというようなこともあって住宅不足の著しい地域において住宅を供給するということで設立をされたということがございます。民間の成長というようなこともございまして、状況はかなり、地域によつては変わつてきておりますので、平成十七年には公社法を改正しまして、設立団体において借入金の返済が残る場合には、まず、道路公社が予期しない損失に備えて積み立ております事業損失補てん引当金、これを取り崩します。それでも足りない場合には、地方公共団体からの出資金の返済免除や、地方公共団体による債務引受けなどにより、その債務を処理いたしております。

○津曲政府参考人 土地開発公社につきまして申し上げます。

総務省では、平成十二年度以降、保有土地の縮減等を通じた土地開発公社経営健全化のための対策を講じてきております。

具体的には、平成十二年七月に経営健全化対策を策定いたしまして、地方公共団体が計画的に土地開発公社の抜本的な経営健全化に取り組む場合には、その推進を支援する上から、地方債措置などの地方財政措置を講ずることとしたところでございます。

さらに、平成十六年十二月には新たな経営健全化対策を策定いたしまして、計画的に保有土地の処分を推進する地方公共団体を幅広く対象とする

ておりますけれども、景気の低迷、あるいは最近の接続する道路の整備のおくれといったことから、計画どおりの償還が進んでいない路線がござります。

国土交通省といたしましては、この償還が順調に進みますように、設立団体であります地方公共団体と連携をいたしまして、必要に応じて、地方道路公社に対しまして、利用促進などの指導助言を行つております。引き続き、これらの取り組みを行つてまいります。

なお、地方道路公社が資金調達をする際には、地方自治法などの規定に基づきまして、地方公共団体が議会の議決を経た上で、出資金の予算措置や民間借入金等の債務保証を行いまして、道路公社が出資金の受け入れ、債務保証をもとにした借り入れ等を行つております。

こうしたことから、有料道路の料金徴収満了日において借入金の返済が残る場合には、まず、道路公社が予期しない損失に備えて積み立ております事業損失補てん引当金、これを取り崩します。それでも足りない場合には、地方公共団体か

らの出資金の返済免除や、地方公共団体による債務引受けなどにより、その債務を処理いたしました。今年度末までに四団体が恐らく公社を廃止するというような方向を表明しているという状況にもござります。

法案の第一条の方ではそもそも、地域経済において重要な役割を果たしている、こういうのが対象になつてている、あるいは、既存の中小企業再生支援協議会で中小企業を扱うようになつてているということからすると、そもそも余り中小零細というのではなくてはいらないと思うんですけれども、ここはどういうふうに頭の整理をすればいいのか、確認をいたしたいと思います。

○藤岡政府参考人 法案の第二十五条でございますが、地域において重要な役割を果たしている事業者との関係でございます。

この点につきましては、地域の雇用確保でありますとか関連事業者の経営、あるいは地域経済や住民生活のインフラなどに与える影響といった要素から重要な役割というものを判断してございます。

○石井(啓)委員 続いて、法案の第二十五条の第五項でございますけれども、「事業者の企業規模が小さいことを理由として不利益な取扱いをしてはならない」ということで、これは中小企業に対する配慮ということかと思います。

ただ、私、先ほどの質問で聞きましたように、法案の第一条の方ではそもそも、地域経済において重要な役割を果たしている、こういうのが対象になつてている、あるいは、既存の中小企業再生支援協議会で中小企業を扱うようになつていているといふことからすると、そもそも余り中小零細というのではなくてはいらないと思うんですけれども、ここはどういうふうに頭の整理をすればいいのか、確認をいたしたいと思います。

○石井(啓)委員 もう一つ、今の質問に関連しまして、それぞれの企業は小さいんだけれども、まとめて考えると大きな役割を果たしているというケースもありますね。そういうところはどういう

ふうに考えればいいんですか。

○藤岡政府参考人 お答え申し上げます。

産業再生機構においても、地域においてまとまつたケースがございました。その点につきましては、地域力再生機構内に設置する地域力再生委員会がございまして、そこで御判断いただくということになろうかと思います。

○石井(啓)委員 それでは、最後の質問にいたしたいと思いますけれども、支援対象企業の経営者が個人保証をしているケースが多いというか、中小企業の場合はほとんどですよね。基本的には、それは当然その経営者の責任として得る限りの保証をしてもらわなければいけないんでしょうが、ただ、身ぐるみはいで保証するということになると経営者自身が立ち行かなくなってしまう。場合によつては、やはり経営者に引き続いだ経営してもらうことが再生に資するというケースもござりますよ。

経営者の個人保証をした債権の取り扱いというのはどういうふうに考えたらいいのか、この点について、最後、確認いたしたいと思います。

○大田国務大臣 地域の中核的な企業ということからいいますと、個人保証をしているケースといふのは、それほど多くはないというふうに想定はしておりますが、仮に個人保証している場合、一般的に申し上げますと、金融機関が債権放棄をいたします、そうしますと本来の債務が減りますので、保証している債務も減つていくことになります。

いずれにしましても、具体的に、事業の内容あるいは再生計画の内容によって、個人保証の取り扱いといふのはケース・バイ・ケースで判断していくといふことになると考えております。

○石井(啓)委員 では、時間が参りましたので、以上で終わります。

○中野委員長 次に、楠田大蔵君。

○楠田委員 民主党の中でも最初のバッターでもあります。

ますので、まず概略的な話をお聞かせいただき、後の仲間の質問につなげていきたいと思います

が、既にそれぞれ与党の質問もあったところがあります。重なりもあるかも知れませんが、聞いてまいりたいと思います。

さて、地域力再生機構を本法案で成立させようということで、今回出てきたわけあります。何よりも我々は、こうしたタイミングであるとか、公的関与の必要であるとか、この有効性であります

すが、そうした観点からさまざま、時間をしつかりかけて慎重審議をしていきたいという考え方であります。

まずは、先ほど申したこのスキームのそもそもの有効性、また公的関与の必要性、またこの時期に行うタイミングなどの観点から、この新機構を設立させる意義、必要性をお答えいただけますでしょうか。

○大田国務大臣 地域経済を立て直す上で何が必要かということを、いろいろお聞きしたりして検討いたしました。

そのとき、一つは、人材が必要である、事業再生を行う人材、あるいは商店街の立て直しのプロンをつけたて再生させていく人材、人材が必要だという意見がありまして、何とか、都市から地方へ、あるいは大企業から中小企業に、全国規模で人材を還流する仕組みができるいかということが一つございました。

その後、今、地域の事業再生の枠組みの中で、保証している債務も減つていくことになります。いずれにしましても、具体的に、事業の内容あるいは再生計画の内容によって、個人保証の取り扱いといふのはケース・バイ・ケースで判断していくといふことになると考えております。

○石井(啓)委員 では、時間が参りましたので、以上で終わりました。

○中野委員長 次に、楠田大蔵君。

○楠田委員 民主党の中でも最初のバッターでもあります。

一つは、全国的な金融システム不安は落ちついております。メガバンクの金融不安は落ちついておりま

すが、既にそれぞれ与党の質問もあったところではあります。重なりもあるかも知れませんが、聞いてまいりたいと思います。

さて、地域力再生機構を本法案で成立させようまで三セクはかなり処理が先送りされてしま

た、しかし、いよいよ自治体もここに本格的に取り組まねばならないという時期を迎えておりま

す。

そういう意味で、全国の金融システム不安は落ちついている、そこで、地域で不良債権でしこつているもの、ここをじっくりと、残すべきは残していくということ、三セクについても、残した方

が地域にとってプラスになり雇用を生むものであれば、そこで落ちついてそれは再生して残していく

くということで、タイミングとしては今しかないと、今はらできるということでの機構を御提案いたしました次第です。

○楠田委員 まず、このようなスキームといふのは民間でも行えるのではないかという思いがありま

すと同時に、景気回復が長期間持続していると

いう発表が続いているわけで、不良債権も、メガ

だけではなくて地方においても数字の上でも段階

に減少している。そうした考え方からしますと、産業再生機構ができるところは環境としては大分異なつてきているんではないか。

また、何よりも、政府によって事業者や金融機

関が逆に延命をされるということとも考えられるわ

けであります。政府関与の必要性というのを

もつと詰めてこの後ある聞いてまいりたいと思

ます。

そもそも、先ほどの答の、バックグラウンド

で関与することによって集中的にその調整を進めいく、こういうことが必要ではないかというこ

とを考えました。

この二つの目的で地域力再生機構の創設を考えて、スキームをつくってきた次第です。

では、なぜ今なのかということですけれども、

お聞きしたいと思います。

○大田国務大臣 今回の景気回復では、地域間のばらつきが大きいというのは一つの特徴になつております。公共事業で支えた景気回復ではなく三セクに関しましては、財政健全化法が今年度から施行となります。そうしますと、これまで三セクはかなり処理が先送りされてしま

た、しかし、いよいよ自治体もここに本格的に取り組まねばならないという時期を迎えておりま

す。

したがいまして、今地域にとつて必要なのは、公共事業にかかる民間需要、本当の意味で民間企

業を強くしていくことが必要なことだと考

えております。

そして、地域を見ますと、影響力が大きく重要な企業というのにはあります。ありますけれども、そこが過大な債務を抱えて、しかも債権者間の調整がおくれて先送りされているというケースがござります。そこの対して再生させていくこういうのが地域力再生機構です。

もちろん、この地域力再生機構だけで地域経済が全面的によくなつて、すべての地域で地域間の景気回復が進むというようなことは考えておりま

せん。しかし、これまでなかつた、地域経済立て直しの選択肢として欠けていたツールをここでしつかりとつくるというのが地域力再生機構の趣

旨です。

○楠田委員 热心にお答えいただいております

が、まず、民間需要というものをつくり出す上

で、そういう観点からすれば、むしろ民間の金融機関等の事業再生ファンド等に任せることで、政

府関与のパートナリストイック的な考え方を今こそ捨てることで、本物の民間需要というのが出てくるのではないかという思いがいたします。

また、そもそも三セクに関しましても、国の旗振りで呼応して地方が行つてきた、景気回復の際

に浮揚策としてさまざまな事業を行わされてきました。そういうことで地方が苦しんでいたながら、今信があられるのかどうか、それについて改めてお

代にそぐわないのではないかということも非常に強く感じているわけあります。

こうした議論は今回だけではないと思いますが、やはり地方に独自性を与えていく、眞の地方分権を行っていくという我々の考え方を取り入れていただきたいという思いであります。まず、この機構、名前も地域力再生機構と余りにも大がかりな名前でもあります。これが誕生すればすべてバラ色というような名前にもなっているわけですから、先ほど大臣は率直に、これだけでは直らないとおっしゃりましたが、そうした名前の面からしても、この中身というものをもう一度問い合わせたいと思います。

従来の地域再生の取り組みもこれまでされてきたわけであります。そうしたことに対する総括や責任というものは今まで問われることはなかったわけでありまして、そうした観点から、先ほど、タイミングは今しかない、今やらなければ手おくれになるという話もありましたが、では、まず地域金融機関との関係をお聞かせいただきたいと思います。

先ほど申しましたように、不良債権も大分減つてきました。リスクをとれるようになつてきました。金融庁さんを中心に、リレーションバンキング、いわゆるリレバンと言われていますが、そういう機能の強化であるとか、地域密着型の金融機能強化、相談に乗りながら地域全体を再生させていこうということが政府の方針もあり、また意識づけもされながら、民間の中でこれまで行われてきました。先ほど件数も具体的に与党質問の中で出ておりました。

そうした中で、本当に政府関与でこの機構が行う必要があるのか、役割は重ならないのかということを、改めてもう一度詳しくお答えいただけますでしょうか。

○大田国務大臣 御指摘のよう、事業再生といふことは必要だというふうに考えており

ます。

ただ、なかなか債権者が複雑であつて、メインバンク、非メインバンクが複雑に絡んでいる場合、地域外の銀行も関与している場合、政府系金融機関も関与している場合、その調整が進まないまま塩漬けにされてきた、処理が先送りされています。たどりには事実でございます。そして、いまだに不良債権比率は、減つてはきましたけれども、地銀、第二地銀で四%、ざいます。信用金庫で六・五%，信用組合ですと一〇%を超しております。まだここはこのおもしを取り除いていくといふことは必要なんだろうと思います。

これまでも再生の枠組みがござりますけれども、民事再生のような法的整理に入りますと、売り掛け債権のよな取引債権がすべて弁済の対象になりますので、企業価値がそこで倒産に等しいぐらい劣化してしまいます。一方で、私的整理になりますと債権者全員が合意しなきゃいけませんのでなかなか進まないというのがこれまでの現状でした。

したがつて、公的関与の趣旨ですけれども、ここで公的なセクターが入ることによって、関係者の合意をしつかりとつくつて、債権放棄を受け、事業再生のプランも出して、事業再生の人材も出して、この五年間の間に集中的におもしを取れり除くということが重要だと判断いたしまして、この機構を企画したという次第です。

○楠田委員 例えば、政府系金融の改革の中で、そのとき私も財務金融委員会おりましたが、政投銀を民営化していくという話もありました。これに対して、民営化後も政府保証をつけるであるとか、そういう意見も強かつたわけであります。

政府保証については後ほどお聞きをしたいと思いますが、そうしたケースが今、日本全体の中とで新しく出発をするという決定をしたわけあります。この機構もその一つであります。

楠田委員 おお、それで、第三セクター改革といふことは必要だというふうに考えていい

くということ、これによつて市場がめがめられることになるのではないか、また、これも後ほどお聞きしますが、救われたところと救わなかつたところのゆがみも出てくるのではないか、そつしたさまざま不安もあるわけであります。

そうした観点からちょっとささらに進めさせていただきたいと思いますが、先ほどもありました中

小企業再生支援協議会といふのも、各都道府県に既に設置をされて五年余りがたつわけであります。先ほども数字がありました、千六百五十社の再生計画策定支援を完了した、十万人以上の雇用を確保したということもありました。改めても

う一度、この点、こうした機構がありながら、それでもなおもう一回この新機構をつくる理由もお聞かせいただけますか。

○大田国務大臣 中小企業再生支援協議会は、相談から経営指導、経営の相談をして再生まで幅広く中小企業全般を手がけて再生の仕事をしてきております。ここで、中小企業再生支援協議会にこ

れまできなかつたことは、金融機関に債権放棄を要請するような、いわばハードな再生手段といふものがこれまでなかつたということがございま

す。

地域を見ますと、中小企業全般というよりも、地域の中で中核的な重要な役割を担つてゐるところ、ここは重要な役割を持つてますから、その再生に対しては、ある規模も持つてゐるわけですが、けれども、そこに対して、債権放棄まで伴う形

で、そこをピックアップして、これは再生できるところだけですけれどもピックアップして、そこに焦点を当てて再生していく、これが地域力再生機構です。

つまり、中小企業再生支援協議会で持つてないかった機能を持つてのこと、それから、地域の中で重要な役割を担い、なおかつ過大な債務を背負つてゐるところ、そして事業再生できるというこ

と、この三つの条件を対象にするもの、これが

地域力再生機構でございます。

楠田委員 あわせて、地域再生、都市再生、中

心市街地活性化等の地域活性化策も既になされ

てきた、地方再生戦略も取りまとめられている、え雇用も生み出すもの、それについては、出口と

して、一つの第三セクター処理の選択肢として地域再生機構というものが、このことによって再生への道筋が開けていくと考えております。

○楠田委員 あわせて、地域再生、都市再生、中

心市街地活性化等の地域活性化策も既になされた方であります。この中で、ここで再生した方が地元にとってはしっかりと経済を支え雇用も生み出すもの、それについては、出口として、一つの第三セクター処理の選択肢として地域再生機構というものが、このことによって再生への道筋が開けていくと考えております。

○大田国務大臣 地域再生には、さまざまな手法を組み合わせ、さまざまな政策を講じることが大事だと考えております。

○大田国務大臣 地域再生には、さまざまな手法を組み合わせ、さまざまな政策を講じることが大事だと考えております。

地域再生、都市再生、中心市街地活性化、こういふものはこれまで取り組んでまいりました。しかし、これまで欠けていたものとして、中核企業が過大な債務を抱えて先送りされているということ、三セクも、重要な役割を担つてゐる三セクについても改革が先送りされていたといふこと、この点が地域力再生機構の役割です。

楠田委員 したがいまして、これまでの手法がだめだからいつまでお聞きをしたいと思

いますが、そうしたケースが今、日本全体の中では主流となつてゐる中で、さまざま理由を言われましたけれども、それでもなお公的に関与してい



のか。この点はどうでしょうか。

○加藤大臣政務官 機構の立ち上げの段階から業務を円滑に進めていくためにも、一定規模の資金の確保が必要だというふうに考えております。いずれこの法案を成立させていただいた後に、二年一度の早い段階でスタートできるように、内閣府といたしましては、国、都道府県、そして金融機関、それぞれ百億円、合計三百億円程度の資金を確保していきたいというふうに考えております。

現時点でも、都道府県、また金融機関に対しましても、この地域力再生機構の趣旨、また、成立をさせていただいた後の出資の協力、こういうことをお願いさせていただきおりまして、それぞれ、知事会におかれてもその趣旨は理解をしていただく。また、金融機関の中からは前向きな検討という感触も受けさせていただいているところでございます。そして、特に金融機関は、今回、いわゆるメガバンク、全銀協だけではなくて、地銀協、第二地銀協等々にも幅広く要請を行わせていただきたいというふうに考えております。

また、都道府県につきまして、個別の判断ではありますけれども、一つの目安としては、大体一団体二億円程度、大きい東京都等は四億円程度お願いできればなというふうに考えております。

また、ペナルティのお話がございましたけれども、やはり基本的には、それぞれ自主的な判断をお願いし、この機構の必要性、そういったものをしつかり御説明していく。こんなペナルティーがあるからというむちということではなくて、まず、それをしつかり御説明させていただいて、御協力いただけるよう全力を傾けていく、それに専念をしていくというふうに考えております。

○楠田委員 時間も参りましたので、最後述べさせていただきますが、やはり極めてスケームが漠然としているなという思いがありますのと、あと、やはり根本的には地方に、そして民間に任せること、いうことが重要ではないかなという思いがあります。

例えば、スキームの中で、事前にお示しいただいた温泉旅館のケースであるとか、これを見ておられますと、政策投資銀行の民営化後のビジネスモデルとほとんど一緒なんですね。そつくりなんですか。そういうところから使い回しているのかも知れませんが、完全にこうした政府系金融機関を民営化した後のモデルと重なってくるということもあると思いますので、今までの中で食い合いをするような図も非常に考えられるんじゃないかなと思つておりますので、そうした観点からもつともっとこの議論を深めていく必要があるのではないかと思います。

そうした思いを披瀝しまして終わらせていただきます。ありがとうございました。

○中野委員長 次に、市村浩一郎君。

○市村委員 民主党、市村でございます。四十五分いただきまして、いろいろ議論させていただきたいと思います。

今回のこの再生機構案、私は、これは対症療法治しておかないといつ次につながらない。対症療法としては、そのスキームとしてはありかとは思つてはいいけれども、ではこれから日本社会をどうしていくかというときに、次につながつていかないといふこともありますので、きょうはそのことについてさまざま議論をさせていただきたいのですが、まず、何でこれは民間じゃだめなのか、改めて大臣の御見解をいただきたい。

というのも、例えば人材を確保する、先ほど大臣は、人材が大切だとおっしゃいました。しかし、このいわゆる地域力再生機構にそした。しかしながら、このいわゆる地域力再生機構にそれが、だけの人材が本当に集められるのかどうか。民間の有能な人材を集め込んだたら、そもそも民間でやればいいじゃないかという考え方もあり立つ、こう思います。なぜ民間じゃだめなのか、改めて教えてください。

○大田国務大臣 人材をプールして人材派遣を行つているものは地域にもござります。しかし、

重要なのは、地域の圏域を越えて人材を還流させていくことだというふうに考えております。その仕組みが今不足しております。特に、事業再生、地域再生の人材を全国ベースで還流させていく仕組みというのが欠けております。したがつて、この地域力再生機構というものを人材という点で考えたということをごります。

それから、事業再生については、民間だけではどうしても複雑に絡み合つて一步前に進むことができないというところに対し、地域力という枠組みをつくつて進めていくことでございます。

それでも、民間の公益活動、民の公なんですね。そもそもそうだったんです。

ところが、日本ではこれがいつの間にか、つまり、ここでも何度も申し上げているように、このいわゆる民の公のセクターがしつかりと確立していますが、一つは三セクと言われるのですが、そもそもこの三セクというのはどういうものと大臣はお考えになられていますでしょうか。

○大田国務大臣 三セクそのものは、まさに第三セクターですから、官と民の中間領域ということがなつてしまつたのか、このことをしつかりと解明しておかないといつ次につながらない。対症療法としてはいいけれども、ではこれから日本社会をどうしていくかというときに、次につながつていかないといふふうに思つています。ただ、なぜこのような法律が必要になつてしまつたのか、このことをしつかりと解明しておかないといつ次につながらない。対症療法としてはいいけれども、ではこれから日本社会をどうしていくかというときに、次につながつていかないといふふうに思つています。

そのことが、結局、地方自治体の中で、最初は緊張感を持つてこれも取り組んでいたんですけど、けれども、そのうちに国がやつてしまつて、まあ使ひなさいよ、こういう補助金があるからどうですか、使つてみたらいかがでしようかということをやり始めて、これは使えるなというふうになつたんだと思います。結局、それが使えるものだから、特に國も、いや大丈夫大丈夫、私たちがちゃんと債務保証しますから、どうぞやつたらどうですかと。結局、その典型は夕張ですよね。夕張市の破綻はその典型です。

そういう社会の仕組みそのものを温存したままいかなる対応をとつても、結局また同じことが起ころうということだと私は思つています。だから、その根本からやはりきちっと議論をしなくちゃいけないと私は思つております。

○大田国務大臣 申しわけありません、よく存じませんので、ぜひお教えいただきたく存じます。

○市村委員 実は、この第三セクターこそが、私もこの委員会で何度も議論させていただいているNPOセクターなんですね。そもそもNPOセクターのことを第三セクターというんです。今大臣がおっしゃっていたように、まさにパブリックなるものなんですね。ガバメントじゃないものもパブリック、つまり政府じゃなくてもパブリックを行うというセクターのことを指して第三セクターと。まさに議論が進められていますけれども、民間の公益活動、民の公なんですね。そ

NPOセクターなんですね。そもそもNPOセクターのことを第三セクターといふんです。今大臣がおっしゃっていたように、まさにパブリックなるものなんですね。ガバメントじゃないものもパブリック、つまり政府じゃなくてもパブリックを行うというセクターのことを指して第三セクターと。まさに議論が進められていますけれども、民間の公益活動、民の公なんですね。そ

ういう地域力再生機構というものを人材という点で考えたということをごります。

それでも、民間の公益活動、民の公なんですね。そもそもそうだったんです。

ところが、日本ではこれがいつの間にか、つまり、ここでも何度も申し上げているように、このいわゆる民の公のセクターがしつかりと確立していますが、一つは三セクと言われるのですが、そもそもこの三セクというのはどういうものと大臣はお考えになられていますでしょうか。

○大田国務大臣 三セクそのものは、まさに第三セクターですから、官と民の中間領域ということがなつてしまつたのか、このことをしつかりと解明しておかないといつ次につながらない。対症療法としてはいいけれども、ではこれから日本社会をどうしていくかというときに、次につながつていかないといふふうに思つています。ただ、なぜこのような法律が必要になつてしまつたのか、このことをしつかりと解明しておかないといつ次につながらない。対症療法としてはいいけれども、ではこれから日本社会をどうしていくかというときに、次につながつていかないといふふうに思つています。

そのことが、結局、地方自治体の中で、最初は緊張感を持つてこれも取り組んでいたんですけど、けれども、そのうちに国がやつてしまつて、まあ使ひなさいよ、こういう補助金があるからどうですか、使つてみたらいかがでしようかということをやり始めて、これは使えるなというふうになつたんだと思います。結局、それが使えるものだから、特に國も、いや大丈夫大丈夫、私たちがちゃんと債務保証しますから、どうぞやつたらどうですかと。結局、その典型は夕張ですよね。夕張市の破綻はその典型です。

そういう社会の仕組みそのものを温存したままいかなる対応をとつても、結局また同じことが起ころうということだと私は思つています。だから、その根本からやはりきちっと議論をしなくちゃいけないと私は思つております。



間になつたときは再生できない、収益を上げられないけれども地域にとって極めて重要である、例えは鉄道であるとかそういうものについて、これはどうしても必要だから自治体が一定の支援を行う。

一定の支援を恒常にしつかりと組み込んでいくことによって再生するというもの、これについても対象にいたします。ただし、その場合は、支援の目的、根拠、金額というものが透明であつて、つまり、それだけの支援が得られるならば住民にとって重要なものとして存続するという場合は支援の対象にいたします。

○市村委員 そうですね、例えば、鉄道の例を挙げていただきまして、そもそも鉄道も、今はJRと言っていますけれども、国鉄ですね、現業結局、国がやらないとあいうものはなかなかできなくて、簡単には、道路とか鉄道、

公共インフラというものは、やはり最初は国がしっかりとやつていかないといけなかつた。例えば地域でも、地域の鉄道のインフラにあつては、やはり民間に最初からやれといつてもなかなかこれは難しい。だからこそ、いわゆる三セクを使ってやつてきたと思っています。

これは極めて、例えばこれからも、地域主権ということになつてくれば、地域が求めていくものになりますよね。だから、いやどうしても必要だというならやるべきだということになつてくると思ひます。そのときは税金を入れるという話になつてくるんでしょう。

ただ、そういうときに、これを三セクというこどりやなくて、やはり地域、自治体がみずからのこと、これは必要だ、これは地域にとって不可欠なものだから税金を使う価値があるんだといふうな判断でやれるような方向に持つていいないといけない、前提がそうじやないといけないと思います。

何でもかんでも民間でやりなさいよ、国鉄だつてJRになつたんだから、民間なんだから。しかし、それは歴史があつた上で最後にJRになつたわけであつて、最初はやはり運賃とか税金を入れから、地域が自分たちでやつていかないと、

れていたわけだと思います。

きょうは二之湯政務官がいらっしゃっていますが、今の議論をお聞きになられて、総務政務官としての御見解をいただきたいと思います。

○二之湯大臣政務官 いわゆる第三セクターの定義というのは必ずしも特定ができるおらないわけでございますけれども、総務省における第三セクターの指針によりますと、第三セクターとは、地方公共団体が出資、出捐している民法法人あるいは商法法人、こういうことでございますけれども、地方公共団体の出資割合が二五%以上のそ

う法人を一応第三セクターと。それと、二五%以下であつても、いわゆる地方公共団体が最終的な財政支援を行つて、こういう法人を第三セクター、こう言つているんじやないかと思います。

○市村委員 今こうした議論も聞いていただいておりますように、やはり総務省としても、これら基本的にこの話は、まずベースは地方自治体だと思うんです。ただ、さつきからの議論がありましてよう、地域だけやると、それこそしながらみからなかなか逃れられないようなこともありますように、地域、だけやると、それこそしながらわかりつておるわけでございまして、なかなか今まで議会も、第三セクターの財政状況というのは、

やはり各自治体の中で、私は、これからしつかり、さつきも申しました概念整理をして、これは地方自治体でやるべきこと、あとはマーケットメカニズム任せること、あとは民の公であるNPOに任せることという大きな柱を三本まずしっかりと立てた上で、しかし、それだけでもなかなか難しい、ちょっとニッチがあるんですね。これはどうしてもすき問が出てくるんです。そういう場合は、例えオーリソリティーとか公社とかいうようなことでやつていくという。こういうしつかりとしたスキームを立てた上で、柱を立てた上で役割分担をやつしていくことが私はこれから必要だ。

特に、地域主権の時代になつてきて、やはりこれから、地域が自分たちでやつていかないと、

差がどんどん生まれてくる。競争が激しくなれば格差も当然生まれてきます。いいところはちゃんと発展するけれども、だめなところはダメとなります。しかし、そのときにしつかりとした考

え方を透徹しないといけないと私は思います。だから、そのためには総務省も、三セクというのはそもそも何だったのかということをもう一度原点に戻つて考えていただきて、今、地方自治体のいろいろなことに対するアドバイスを与えていたいていると思うんですが、政務官の方から一言またいただけますでしょうか。

○二之湯大臣政務官 第三セクターの損失が非常に大きいということで、地方の財政を非常に圧迫しておることは、私も地方議員の一人としてよくわかつておるわけでございまして、なかなか今まで議会も、第三セクターの財政状況というのは、

資産状況というのはよく把握できなかつた。こういうことで、新しい法律もできましたもので、ぜひとも地方議会においても、第三セクターの実態というものを十分監視するような、そんな方向で進んでもらえれば、そういう後で第三セクターが大変な財政状況であつたということもないのではないか、このように思つたりするわけでございます。

○市村委員 今政務官からありましたように、結局、三セクをしつかりやらないと、いわゆる自治体財政健全化法をとともに適用したら大変なことになるだろう、パンドラの箱を開けることだといふふうにも言われているわけで、だからこそ、今急がないかぬということだと思います。

日本が置かれた状況は厳しいなということあります。が、だらこそ、対症療法治的でもとにかくやらないかぬ、私はそういうふうに理解をしているところです。ただ、何度も繰り返しになりますが、やはり根本的なところをしつかりと踏まえて

考えていかないといけないと思います。

それで、せつかりながら法案の中身を少し議論させていただきたいと思いますが、この地域力再生機構ですけれども、何でこれは株式会社、こ

れ自体が株式会社であることの意味をまた教えていただきたいと思います。

○大田國務大臣 事業再生そのものは民間が担うべきものだというふうに考えております。つま

り、経済合理性に基づいて、再生できるもの、できないものを判断していく、この点は重要な点だけを考えております。ただし、先ほどお答え申し上げましたように、ここで公的関与の意義があると判断するものについて地域力再生機構が入つています。

したがいまして、公的な関与を行うものではありますけれども、組織形態としては株式会社といふことで、あくまで民間の論理でそこは判断してしか主体がないというところに起因することだと思ひます。まさにこれこそ三セクと言つてもいいようなものですね。本来であれば、もっと政府に信用があれば、いわゆる独立行政法人、昔は特殊法人、今は独立行政法人、これももちろんこれはこれでいろいろ批判があるところであつて、それをもう手を挙げていいと思っているわけじゃないですが、しかし、やはりそういうものというのには必要だと私は思つてます。政府に近いものとして民間的な立場があるというものの、例えば、昔は特殊法人も最初はそうだつたんでしよう。恐らく独立行政法人もそうなんでしょう。

ところが、今余りにも政府に信用がないものだから、もう政府に近いものはあかん、だめだとなつてきて、結局、営利企業ならいいんじやないか、こういう話なんです。しかし、私の友人たちは、営利企業に勤めている人はたくさんいます

が、市村、営利企業もそんな立派なものじやないぞ、こういう話でありますね。ですから、今問われているのは、やはり政府がだめだとかマーケットならないとかという話じや

会の仕組みとして一体どういうものが必要なのか。結局、これまで、日本だけではありません、諸外国もいろいろ実験をしてきたわけですね。共産主義もあった、社会主义国家もあった、資本主義国家もあった。いろいろな失敗をしてきて、いろいろなことが今見えてわかってきてるわけです。こうしたうまいかない化だつてなかなかうまくいかない、いい部分はあつたけれども、うまくいかない部分というのもわかつてきているわけです。

例えば郵政民営化にしても、諸外国で実際にやつたところはいろいろ失敗の事例もあつたわけですね。うまくいかなかつた事例もあつて、まだもつてゐるところもあるというようなことを含めて。だから、あのときの郵政民営化の議論のときも、何で失敗に学ぶのかなど。二十年前だつたら、もろ手を挙げて民営化と、一緒にやつていればよかつたんです、あのレーガンomicsとかサッチャーライズムのときに。日本も一緒に民営化だともろ手を挙げてやつていたら、同じようにいろいろ経験して、ああ、これはいかぬかつたな、こう思つてよかつたんでしょうけれども、失敗したこところがあつて、それをわかつていながら、なぜ、あえてそれに突き進むのかというのが本当にわからんんですね。失敗に学ぶほど愚かなことではないんですね。

だから、やはり日本も、これだけ有能な官僚の皆さんもいらっしゃつしゃつて、これだけの立派な国会もあるわけですから、しつかりと議論して、失敗上げなくちやいけない。地域力再生機構も利益を上げることが目的じゃないんでしようけれども、利益を上げることが目的でない株式会社というののは何ぞやということにこれはまたなつてくるんですね。

そこで、今回、これは株式会社なんですね。しかし、株式会社になれば、当然、いわゆる利益を上げることが目的じゃないんでしようけれども、でも、利益を上げることが目的でない株式会社と

るんですが、どうなんでしょうか。やはり利益を上げることを従業員に求めないのか。いわゆるのスタッフになつていただく方、多分、かなり有能な方が来ないと、先ほどから議論があるように、うまく回らないと思いますけれども、それなりの給与も払い、待遇もしとすることが必要だと思っています。しかし、その中で、では、この場合の利益というは何なのかということを含めて、ちよつとまた御見解をいただきたいと思います。

○大田国務大臣 民だけできかないものを公的に関与していくという意味では、先生がおつしやる、やはりサードセクター的な趣旨を持つていて、組織でございますけれども、何ゆえNPOでないかというと、NPOですと出資を受けることができないわけですね。

地域力再生機構は、債権を金融機関から買い取り、事業を再生して、それを売ることで回収していくといふことがござります。したがいまして、

債権放棄を受けて、それを買い取る段階で安定的な経営基盤を必要とします。したがって、今三百億円を想定しておりますけれども、一定の安定的な出資の基盤が必要であるというところで、株式会社形態をとっている一つの理由がございます。

では、収益は何かというと、債権を買い取つて事業再生を行い、その債権の価値を高める、つまり企業の価値を高める、この高めた部分が収益というになります。逆に言いますと、高めなければ地域力再生機構は役割を果たしていないわけで、地域にとって役割を高める価値がある企業を支援対象として高めるということがまさに本来の役割でございます。

したがって、収益というのはそういう意味であって、企業価値を高めるということになります。

○市村委員 もちろん、目的としては企業価値を高める、地域のためにそれがあるということだと思います。

あと、決して、この地域力再生機構はNPOであるべきだということは私は全然主張しております。先ほども申し上げた、これはクアジガバメント、いわゆる疑似政府としてあるべきもの、つまり、政府だけれども政府本体じゃない、民間的なものも要素に取り入れたところだというふうな立場であるべきだという考え方であります。NPOとは違います。だから、そういうものとして本來あった方が本当はいいのかな。つまり、結局、株式会社そのものも、一体何ぞや、この日本の国でもう一遍問われていかなくちゃならないことだというふうに思つていてるんです。

それから、自治体の支援をどこまで求めるかということがやはりあるわけですね。この地域力再生機構が一生懸命旗を振つても、自治体が何か人ごとのようになつてしまつて、例えば三セクで処理なんかはその最たるものでけれども、まず自治体が真剣に、これはまずい、財政健全化する中でこれは抱えたままではまずい、このままでいると本当に財政破綻してしまう、再建団体になつてしまふ、やはりこの思いの中でやつていただきながら、こう思つているわけでございますけれども、この自治体の支援というものについて、どこまでしっかりと求めていかれるのか、また大臣の御見解をいただきたいと思います。

○大田国務大臣　自治体の支援というよりも、支援ではなくて、自治体が、先生がおつしやつたように、三セクをどうするのかということを判定して、だめなものはだめです、つぶさなきやいけない、これは自治体としてそういう判断をなさると思います。しかし、いい経営人材が入つて、いっスキームの中で再生すれば地元にとって貴重な資源になると思うものを私たちの地域力再生機構に持つてくる。それをこちらは事業再生できるかどうかをプロの目で厳正に資産査定をして、支援対

ものが結構NPO的だという指摘もあるぐらいであります。上場を目指さない株式会社ということは何ぞやということ、これも根本的な問題としてあるんですね。

あと、決して、この地域力再生機構はNPOであるべきだということは私は全然主張しておりません。先ほども申し上げた、これはクアジガバメント、いわゆる疑似政府としてあるべきもの、つまり、政府だけれども政府本体じゃない、民間的なもの要素を取り入れたところだというふうな立場であるべきだという考え方であります。NPOとは違います。だから、そういうものとして本來あつた方が本当はいいのかな。つまり、結局、株式会社そのもの、一体何ぞや、この日本の国でもう一層問われていかなくちゃならないことだというふうに思つてゐるんです。

それから、自治体の支援をどこまで求めるかと  
いうことがやはりあるわけですね。この地域力再生機構が一生懸命旗を振つても、自治体が何か人ごとのようになつてしまつて、例えば三七クソ  
処理なんかはその最たるものでけれども、まず  
自治体が真剣に、これはまずい、財政健全化する  
中でこれは抱えたまではまずい、このまいく  
と本当に財政破綻してしまう、再建団体になつてしまふ、やはりこの思いの中でやつていただかな  
いかぬ、こう思つていてるわけでござりますけれども、この自治体の支援というものについて、どこ  
までしつかりと求めていかれるのか、また大臣の  
御見解をいただきたいと思います。

**○大田国務大臣** 自治体の支援というよりも、支  
援ではなくて、自治体が、先生がおつしやつたよ  
うに、三セクをどうするのかということを判定し  
て、だめなものはだめです、つぶさなきやいけな  
い、これは自治体としてそういう判断をなさると  
思います。しかし、いい経営人材が入つて、いい  
スキームの中で再生すれば地元にとって貴重な資  
源になるとと思うものを私たちの地域力再生機構に

象にするかどうかを決めていくということです。」  
したがつて、支援というよりは、自治体が判断し、その一つの改革の出口として地域力再生機構があるということです。  
**○市村委員** これは二之湯政務官にお聞きしたいのですが、私がいろいろ私の地元の市役所の方とかと接しているときに、実は国のこういう議論が必ずしもいわゆる地方自治体レベルに私は伝わっていないような気がするんですね。ああ、そういうことがあるんですかという感じの議論でして、やはりこういう国会で真剣な議論が行われている、これはもう国家の危機だという観点から行われていることが、どうもその肝心の地方自治体の中での何か意識が共有されていないような雰囲気が私はあるような気がしてならないんですが、その点、政務官の御見解、お考えをお聞かせいただきたいと思います。  
**○二之湯大臣政務官** たびたび予定にない御質問をいただきまして。  
私も地方の出身の一人として中央に参りまして、もちろん、中央のこういう議論が地方の自治体及び議会議員に共有されていないということ、さらにもう、法律が実際成立しても、それが、地域の自治体がこれをこなす場合に実態と合っていない、乖離している。特に今回の高齢者医療制度なんかはそういうことをよく言われるわけでございまして、その辺は、お互いが、これは地方の場合はも、国でどのような議論が行われているか、あるいは國の方においても、こういう法律、あるいはこういう我々の熱心な議論が、実際、地方の自治体に移された場合にどのような影響を与えるのか、効果が生まれるのかということともよく精査しないといかぬ、こう思います。  
いずれにいたしましても、これはお互い、我が党も、そしてまた民主党の方も、地方の議員と国

会が意思の疎通を図つて、そしてお互いが、国も地方も風通しのいいそういう政治あるいは行政をしていかないかね、このように思つたりするわけです。

○市村委員 ゼひとも、総務省としても、地方自治体に、やはり今大変な状況なんだろうということは当然もう議論されていると思いますが、こういうスキームが今考えられているぞ、これは通るかどうかはわかりませんけれども、そういうことにも、通る通らないは別にして、やはりしっかりとされていかないかねと私は思つわけであります。

それで、例えば、赤字法人の三セクが今法人数として二千四百四十八あるわけであります、新聞記事によりますと、今いろいろ調査したところ、百十二の三セクが検討している。つまり、第三セクター、法人数は全部で六千七百六、これはさつき債務超過法人の数字が変わっていましたので、だから、ひよつとしたら少し古いデータかもしれません。例えは債務超過法人がこの資料では三百六十八、さっきの大臣の答弁で三百七十五でしたので、ひよつとしたら今の数字は正確じやないかもしれません。

しかし、いざれにしましても、六千七百六あつて、そのうち赤字法人が二千四百四十八。しかも、債務超過法人が三百七十五あるにもかかわらず、実際に検討、やるというのじゃなくて、検討しているのが百十二しかない。こうなると、残り百数十あるわけですね。一体この人たちはどうなるのか。つまり、このスキームは利用しない、けれども、利用しない場合、ではどうやって再建できるのか、こういう話になるわけです。だから、それがさつきの議論なんです。

つまり、できたとした場合、ちゃんとこれは説明され、いや、これは使わないこと大変なことになりますよということをちゃんと地域で共有されていないと、結局、そんなのがあつたんですね、このことになりますし、かつ、あつたということがわかつっていても、こんなのは使わないぞ、こうい

うふうにひょとしたら思つてはいるのかもしませんけれども、そういうことでは結局はうまくかない。せつかくスキームをつくつてやつても、使う人がいなければうまくいかないということが懸念されるわけでありますけれども、このいわゆる新聞のアンケート調査に対する御見解を大臣からお伺いしたいと思います。

○大田国務大臣 各自治体が三セクについては調査して、債務超過のものについて、経営改革委員会というのをつくつて、それぞれ改革プランを平成二十一年度までにつくることになつております。その中で、今先生がお挙げになつた数字それについて考えていくことになるんだろうと思ひます。

どうしても見込みがないものはつぶしていく。そして、少し手を入れることで再生できるものは、自治体みずからそれをするかもしません。今までにはそのどちらかしか選択肢がなかつたわけですね。だけれども、今回、地域力再生機構ができることによって、より厳格な資産査定を専門家の目で見て行って、再生可能性を判断して、そして人材も使って再生に導くという一つの選択肢ができたということです。したがつて、改革プランをつくるときに一つの重要な再生への選択肢ができたということが地域力再生機構の趣旨です。

それから、自治体が改革プランをつくるときも、機関から資産査定のノウハウ、あるいは機構を活用するノウハウといったものを持つてアドバイスに入ると、いう機能も持つておりますので、三セク全体の改革に役立つものだと考えております。

○市村委員 これには都道府県とかいわゆる金融機関が出資することになりますよね、この地域力再生機構に。これは前向きでございますか。前向

任せしておりますので、恐らくこの審議状況も見ながら御検討いただいているものと思います。三セクを改革するというのは自治体にとってもつらいこととして、当然、経営者の責任は問われます。退陣に追い込まれます。それから、自治体が持つてある株主権も消却されます。したがいまして、つらい判断ではあります、が、財政健全化法の中で先送りせずに改革しようということになつておりますので、前向きに受けとめていただきたいと思います。

それから、金融機関にとつても債権放棄というのはそうたやすい判断ではございません。厳しい判断を伴いますけれども、やはりここでしつかりと再生させようという機運は出てきておりますので、こちらも全銀協、地銀協、第二地銀協、私もそれでお話しいたしましたけれども、前向きの感触を得ております。

○市村委員 前向きであればいいんですが、もし、地方自治体で、また都道府県で、うちは嫌だと言つた場合、例えはほかが出資していて、そこは出資しないとなつた場合、例えは、いわゆる都道府県の三セクがあつたとして、そこの地方自治体の市議会か何かから、出資していないんだから、おたく、それはだめですよ、こういう話にはならないという理解でよろしいでしょうか。

○大田国務大臣 出資してないから使えないということは全くございません。そして、出資していただくかどうかはそれぞれの自治体の判断です。ただ、出資しているところといないところにいただくかどうかは、それぞれの自治体の判断です。ただ、出資しているところといないところにいただくか適切な形で、合理的な形でメリットというものは考えたいと思っています。

全国の中で成功事例をつくっていくというのが地域力再生機構の大きい役割ですので、しっかりと再生していく成功事例が出てくる中で、自治体もさらに前向きに御検討いただけるものと考えています。

○市村委員 例えは、平成二十年度、今年度、今予算が一兆六千億。先ほどの議論にもありましたように、約二百の支援を想定しているということ

になるんですが、ということは、単純計算でいくと、一件につき八十億円なんですね。こういう規模というのは、例えはどういう地域企業を想定しているのかということと、一兆六千億となつた根拠を教えていただきたいと思います。

○大田国務大臣 一兆六千億は債務保証の枠です。この八十億円というのは、産業再生機構の事例の中で平均的に八十億円であつたということを仮置きしてございます。そして、二百件を自安にしておりますので、一年間で百件と考えたとき、平均的な借入期間が半年、したがいまして、借入頻度は一年間ですと二回になります。そういうわけで、八十掛ける百掛ける二ということで一兆六千億円という枠を設定しております。

○市村委員 多分、大きな枠だと思います。つまり、産業再生機構が対象とする企業とのかなり大企業でしたから、今回は中小及び三セクとなりました。そこで、それをもとにすると、このことであれば、それをもとにすることには、今対象とする企業にとつてみればかなり大きな規模だということです。ということは、これは、枠があるんだから、一応三百ぐらいを想定しているけれども、三百にこだわらず、これがもしどんどん来た場合は三百でもいいぞというお考えもあるということでしょうか。

○大田国務大臣 地域にとつて重要であり、過大な債務を抱え、事業再生でくるというこの基準を満たすものであれば、三百が三百になつてもお受けいたします。当然、その予定にしております。もちろん、経営者の責任も問う話ですので、これはそんなにうまい話といいますか、どんどん来るというものではないと思いますけれども、本当に再生を希望し、支援基準を満たすものはお受けするということになつております。

○市村委員 もちろん、大臣がおつしやつたように、い話じやないとは思つんですが、しかし、そこも少ないとは思つんですが、しかし、そこは踏み切つてもらわないと、今のこの状況を開いていかない限り、どんどん財政破綻団体が、そして再建団体が生まれてしまつては元も子も

ない。

こういうところからの危機感からこういう話になつてはいると思つていますので、先ほどから申し上げておりますように、やはりこうしたスキームを使つてもらわないと、結局、ちゃんと理解して使つてもらえるスキームじやない限り、やつてどうするのという話になります。だから、今日日本が置かれた状況は厳しいよというところがまず共有されないといけない。

多分自治体の方もそうだと思はんすけれども、何となくまだ危機感が薄いんじやないかといふうに私は認識をしているんですね。だから、この機構に限らず、やはり今、日本が置かれている状況は厳しいんだということを、この法案だけじゃなくて、もつと、特に総務省の方、地方自治体の皆さんと議論をしていただいて、これまでのスキームじやない、これまでの延長線上に未来はないぞと。

大体、やつていることというのは過去の清算の話ばかりやつていて、未来をどう形づくるかという議論がなかなかされないのが残念なんですね。だから、次のこれからを担つていく若者たちも、今どういう状況になつてはいるか、希望がないんです、はつきり言つて。将来に対して希望がないものだから、どうしたらいかわからないんですね。それで、悲惨な事件が起つたり自殺がふえたりとか、アルコール依存また薬物依存とかふえてきているというような悲惨な状況であります。恐らくこういう状況で子供を産み育てようなんて気持ちにならないですよね。

だから、やはりその意味では、過去の清算ももちろん必要なんですが、未来に向けて、私たちはこうするんだということをしつかりと国会が打ち出していく役目があると思います。そのときに、最後に、また改めて最初の議論に戻りますが、やはりもう一回概念整理をすべきだということだと思います。

だから、何回も繰り返しになりますが、まず、政府そして営利企業そしてNPOという二本柱を

立てながら、それぞれの役割はどうあるべきかと

いう議論をしていくことが今私は求められていると思いますので、最後に改めて大臣の御見解をお聞きしたいと思います。それで終わります。

○大田国務大臣 バブルが崩壊して、長い間かかるてようやく国の金融システム不安はなくなつてきた。そして、地方の中にはまだ過大債務でし

こつて、地方の中にはまだ過大債務でし

立て直しをすることはできないと思っておりま

す。地域経済立て直しのためには、幾つかの政策

を組み合わせていくことが必要です。中小企業再

生支援協議会というのもスタートし、拡充され

てきております。

○市村委員 終わります。

○中野委員長 次に、西村智奈美君。

○西村(智)委員 民主党の西村智奈美でございます。

楠田委員の質問でも、市村委員の質問でも、こ

の地域力再生機構法案について二委員の疑問は晴

れてはいよいよですし、私も、伺つていて、やはりなぜこれを株式会社でやらなければならぬ

ふうに感じております。

質問が重ならないように気をつけながらという

ふうに思ひますけれども、まず一点、この法案提

出時の趣旨説明で、地域経済の立て直しがこの立

法の目的であるというふうに大臣から御説明が

あつたかと思うんです。しかし、政府からいただ

けで再生できるほど地域経済といふものは小さく

ありませんけれども、今この地域力再生機構が

できなければ、本当の意味の総合的な経済力の浮

揚はない。

これもいただいた資料ですけれども、支援対象

となる中規模企業、中規模企業という言葉は私も初めて聞きました、中規模企業のイメージとか三

セクのイメージという図があつたんです。それを見ましても極めて限られた範囲しか対象になつてないということなんですかけれども、これで本当に地域経済の立て直しにつながるのだというふうに大臣はお考えですか。

○大田国務大臣 地域力再生機構だけで地域経済の立て直しをすることはできないと思っておりま

す。地域経済立て直しのためには、幾つかの政策を組み合わせていくことが必要です。中小企業再生支援協議会というのもスタートし、拡充され

てきております。

私どもが感じましたのは、今ないスキームがある。それは、人材を全国的に還流させていく仕組みであり、それから、地域の中の重要な企業であ

りながら過大な債務を抱えて再生が先送りされて

いるというものが地域力再生機構の趣旨でござ

るという部分について、これまでの地域再生の仕組みの中で抜けておりました。ここについてやつ

ていうこうというのが地域力再生機構の趣旨でござ

います。

○西村(智)委員 これだけでは地域力というもの

の再生はできないということになりますと、それ

では、法案に「地域力再生機構」とついているの

は、これはいささか過大広告に過ぎるのではないか

かといふうに思いますけれども、この名称はど

うしてこういうふうになつたんですか。それは改

めるべきだと大臣はお考えになりませんか。

○大田国務大臣 地域力というのは地域の総合的

の大きい重要なところ、ここが再生すれば雇用を

生むであろうところが不良債権を抱えたまま先送りされている。これは地域の中核的な企業ですか

ら、これが再生されなければ地域力の浮揚はありません。そういう意味で不可欠であるということ

で、地域力再生のための不可欠な機構としてこの機構を提案している次第です。

○西村(智)委員 詭弁だと思います。

今のお話を私は素直に聞きまして、地域力を再生したい機構とかいうことであればわかるんですけれども、これで本当に地域力が再生するかのよ

うな、先ほど楠田委員でしたか、質問の中で述べておられましたけれども、これが通るとバラ色の

未来が見えてくるような、何かそういう誤解を与える名称だと思うのです。

ですから、私は、法案のスキームもさることな

がら、まずはこの名称について大変大きな疑問を持っています。大臣はこのためには、

これを改めるつもりはないということですけれども、やはりこの法律は、いろいろなものをごつ

ちやにして一つの法律として成立させたいとい

うがために、いろいろな無理が生じている部分があるのではないかと思うんです。その点について

は後で質問させていただきたいと思います。

もう一つ質問は、地域間格差の問題が先ほども

出ていました。

今回の法案は、言つてみれば手挙げ方式、手を

挙げたところ、地域金融機関なり自治体なりが手

を挙げた、そこに対してもデューデリを行つて、事

業再生計画をつくつて、それでスタートしましょ

うということなんですか。それとも、ほかの地域では全く対象となるところがな

かつたというような、全国的なばらつきといいま

すか、そういうものがあるわけなんです。地域力

再生のために不可欠だと大臣がおつしやったこの

機構でも、そういうある程度のばらつきは出でてくるのではないかと私は考えています。

地域間格差が一方で解決しなければならない課題としてありながら、手を挙げたところが偏つてしまつたとか、本当はここに手を挙げてほしかつたのに手が挙がらなかつたとか、そういうことで結果的に新たな地域間格差を生むことになりやしないかということを懸念しているんですけれども、これが生じたときに、機構としてはどう道義的な責任をとることになるのか、あるいは立法者として大臣はどう責任を感じになるのか、それを聞きたいと思います。

○大田国務大臣 過大な債務というおもしりが取れることの経営への影響というのは大きいと私は考えております。このおもしりを取っていくというのが地域力再生機構の役割です。

地域の中で、地域にとつて重要で、なおかつ過大な債務を抱えているところが全くない、そういう三セクも全くないということであれば、それはそれでいいんだというふうに思います。もしそういうのを抱えていて、今までその出口がなかつたんですね、過大な債務を抱えて、再生すれば雇用を生むんだけれども、そこをどういう枠組みで再生していくのか、債権者の利害が複雑に絡んでいて一步先に進めない状況、そこに対して選択肢を設けるというのが地域力再生機構ですから、全体としてこのおもしりになつていて、これを底上げしていくというのが地域力再生機構の役割です。

○西村(智)委員 答弁を伺つて私が感じますのは、大臣はこの法案をつくつて世に送り出すところまで一生懸命やられるけれども、これは株式会社ですから、経営委員会ですか、そのところに任せることになつてしまつて、そこから先は大臣の手を離れてしまうわけですよね。仮にそこで地域間格差が新たに生じたとしても、もう政府の方は責任を負えないということになつてしまふわけなんです。ところが、今回の株式会社には政府の出資もありますし、政府保証もあるとうことから、本当にこれは慎重に審議をしていかなければならぬ。そういう目でこの法案を見ますと、ちょっととざさんだなということが幾つかあ

るのではないかというふうに考えております。次の伺いは、支援の対象としているものの種別についてです。

中規模企業という初めて聞く言葉……(大田国務大臣「中核と呼ぶ」)中核企業ですか。資料の方には中規模企業と書いてあるんですよ。いろいろな言葉を乱造しないでほしいと思うんですけど

も、中核企業とそれから三セクが対象としてイメージされているということなんですねけれども、これは先ほどの市村委員の質問にもありました

が、三セクというのは利潤性、公益性だけではない。これはちょっととまた後で私も委員の御高説を聞かなくちゃいけないとと思うんですけど、

言つてみれば、三セクというのは公益性などといふものもあるということだつたり、三セクといふものは結局自治体絡みですから、その先にある議会とか納税者とか地域住民とか、いろいろな利害関係者がいるわけですよ。こういうふうに考えると、企業と三セクというのは異質なものだと私は思うんです。

これを二つ並べて対象にしたその理由について伺いたいと思います。

○大田国務大臣 企業と三セクは、設立の形態、設立の趣旨、設立の経緯も違います。

違いますけれども、事業の再生という点で見たときに、支援対象となる三つの基準、つまり、地域にとつて重要なこと、二番目に過大な債務を抱えていること、三番目に三年以内の事業再生

が可能であること、事業再生という観点から見たときにこの三つの共通点がござります。それから、再生の手法として見ましたときにも、債権放棄という形での財務の再構築、それから再生の人材を派遣して再生させていくという事業再構築の手法、この手法としても共通しております。

したがいまして、企業と三セクはそれぞれ設立形態は違いますけれども、事業再生という面で見えたときに共通点があるということです。

ただ、もちろん、三セクについては、先生がになります。

おつしやいましたように、地方議会の判断あるいは住民への説明、そういうたものは自治体として当然負うということになります。しかし、地域力再生機構に再生案件というものを持ち込まれて、そこで支援するかどうかの判断、そして支援するときの手法、それについては共通点があるということです。

○西村(智)委員 共通点は確かにあります。大臣の御認識は、三セクで危なくなつていて、ところは、地域力、地域経済の足を引っ張つて、という前提に立たれているわけですよね。そこ

のところでは共通点はあると思うんですよ。ですが、やはり決定的な違いは、組織の生い立ちとか利害関係者の数とか多様性であると思つていてます。

私は、ここはもっとすつきりと、要するに、企業を再生させたいのか、三セクを再生させたいのか、どちらの方にウエートがあるのか、そこは伺いませんけれども、私からすると三セクの方なんですね。三セクの再生をするために、営利企業の方は、民間の取り組みが随分なされておりますから、経産省の方の中核企業の委員会など、RCCなどもありますし、そちらの方にもう少しやっていただく、あるいは民間ファンドを活用するといふことで切り離した方がもっとすつきりしたんじゃないかなというふうに思つてます。

そこで、統いて幾つか聞いていきたいと思うんです。

ここは順番どおりに、通告したとおりにやらせていただきますが、債権放棄するという点について

そこがごつちやになつていたのかもしれませんけれども、中小企業の経営者の場合は必ず退陣といふことではなく、退陣した場合に企業価値が下がるような場合には、画一的、硬直的ではなく、そのケースで責任のとり方を判断していくということになります。

ただし、三セクの場合は特定の経営者だから企業価値が維持されるということはございませんので、三セクに関しては退陣するということになります。その具体的な再生のあり方については、ま

ず再生計画の中で示され、それを再生委員会が判定するということになります。

○西村(智)委員 大臣、御存じだと思いますが、三セクの経営者の何割かは自治体からの出向

きのうのレクの段階では、そこはあいまいだったんですよ。それは法案成立後に、あるいは経営委員会のつくる事業再生計画の中でケース・バイ・ケースですというようなお話をだつたんですけど、では、そこは確認させていただいたということです。

なぜならば、昨年末の経済財政諮問会議でそういった議論がなされておりまして、当然三セクの経営者も退陣すべきだというようなお話をいただいたとしたことです。

そこで、お伺いは二つです。この法案の中には、そういうわゆる経営者の責任論というようなものが一行も、一條文も書かれおりません。どこで担保するんでしょうか。

この法案の中には、そういうわゆる経営者の責任論というようなものが一行も、一條文も書かれおりません。どこで担保するんでしょうか。

○大田国務大臣 経営者の責任というのは当然厳しく問われなくてはなりません。

ただ、中小企業の場合に、この経営者だから企業がもつていてるというものはあると思います。特に地域においては、その人がやつていることに

よつて企業価値が保全されるというものはあると思います。したがいまして、ここは画一的、硬直的であつてはいけない。

恐らく事務方が御説明したのは、もしかするとそこがごつちやになつていたのかもしれませんけれども、中小企業の経営者の場合は必ず退陣といふことではなく、退陣した場合に企業価値が下がるような場合には、画一的、硬直的ではなく、そのケースで責任のとり方を判断していくということになります。

ただし、三セクの場合は特定の経営者だから企業価値が維持されるということはございませんので、三セクに関しては退陣するということになります。その具体的な再生のあり方については、ま

ず再生計画の中で示され、それを再生委員会が判定するということになります。

○西村(智)委員 大臣、御存じだと思いますが、三セクの経営者の何割かは自治体からの出向

などの役員によつて占められております。総務省が毎年詳細な三セク等に関する調査結果を出しておりますけれども、それを見ても明らかです。

三セクというのは今非常に大きな赤字で苦しんでいると言われますけれども、ふえたのは、バブル経済のはじけた後といいますか、バブル経済の前後ですね。いわゆる政府の景気対策が後押しをするような格好で、この時期につくられた三セクというのは非常に多いわけです。このときに甘い見通しで三セクがつくられて、そして、自治体も損失補償を契約したりして、それで、どんどんと自治体の方も赤字がふえていくし、三セクの方も債務超過が大変ふえるということです。

要するに、今の経営者は道義的な責任はやはりつていただかないならないと思いますけれども、しかし、本当の経営責任というのは、さかのぼつて、もとの経営者になつてくるんだろうと思うんですね。あるいは、そのときにかかわって有利害関係者。ここはだれとは申しません。そこは、突き詰めて考えれば、情報を得ることができなかつた納税者にも、それは責任は負わせることはできないんですけども、やはり情報開示が徹底的に行われていなかつたことについては行政の責任は当然のことあるわけですし、それを開示してこなかつた議会の責任もあると思います。

ですので、ここのこところは、現時点での経営者が退陣していくだく、それは判断だと思いますので、私はそれについては今の時点では申し上げることはいりませんけれども、トータルでの責任をだれがどう分担して、そしてこの三セクを再建するのですということをどこで明らかにしていただかない。夕張の事例を御存じですかね。再生計画で残っている住民の方々が非常に質の下がつた行政サービスの中で本当に苦労して、今再生計画を実施しているわけです。ああいう方々の思いを考えたときに、私は、ここのこところは最低限やはり法律の中でしっかりと明らかにしてもらおないと、三セクの再生なりには協力はいただけないのではないかというふうに思つんすけれど

も、この点はどういうふうにお考えですか。

○藤岡政府参考人 若干技術的な問題でござりますので、お答えを申し上げます。

地域力再生機構の処理と申しますのは、いわゆる事業再生における私的整理の世界でございます。私の整理と申しますのは、いわゆる法的整理と違いまして、関係者が全員の合意のもとで事業再生計画をつくつて、債権放棄なりを考えるといふことでございます。

大臣から申し上げましたのは、これはこの研究会の中でも議論になりました。三セクの実態を考えるに、まさに委員がおつしやいますように、さまざまな事情はあるんですが、ただ、やはり債務超過に陥つてゐるような状況であれば基本的には経営者は責任を問われるだろうなということです……(西村智)委員「そこは私はいいんですよ」と呼ぶところなんですが、おつしやるようになります。原則としてやはり退陣ということ、これが基本だということでございます。ですからそういうことを申し上げたわけで、委員がおつしやいますように、例えば、さまざまなものでござりますね

と、関係者の中でもしそういうような合意が得られれば、また違う結論も出てくる可能性があるといふことでございます。

ただ、今まで、ファクツといたしまして、そういうような原則を外すような事態というのが専門家の中では余り考えられなかつたということから、まさに経営者は退陣となると申し上げたわけでございます。

片や、今度、個人企業の場合でございます。個人企業の関係は、これは産業再生機構でも多々例を見てございます。この場合は、基本は、やはり債務超過で債権放棄をお願いするわけですから、これは経営者責任といふものは問われるわけでござります。ただ、問われるにしても、例えば法的整理、民事再生あるいは会社更生のような、いわゆる経営者の責任を問われる、そういうわけではございませんで、これもやはり、関係者の中で対応をす

るということになるわけです。

もちろん経営者責任はございます。ございますが、実例を見ますと、その中では、例えば旅館の経営者非常に有為な人材におきましては、そういう旅館の業務に携わつていただいているという

事実、これは事実としてござりますので、そういう意味で、単純に、一律に経営責任なら退陣という結論にはならないということでございます。

○西村(智)委員 いや、ちょっと勘違いしておら

れるんです。私が申し上げたいのは三セクのことなんですよ。三セクのそれまでの放漫経営の責任を一言も問わないうちにこの再生計画がスタート

するというのは、地域住民にとつてはやりきれないのではありませんか。

○大田国務大臣 地域力再生機構の中では、まさに私的整理の観点から、債権放棄をした人に対し

てしっかりと責任をとらなきゃいけないということで、経営者の退陣、それから、自治体が株式を持っています。これは当然、自治体にとつては不利益になります。これは当然、自治体にとっては不利益になります。

したがつて、その責任がどこにあるのか、先生がおつしやるようさかのぼつて、あのときの首長にあるのではないか、あるいはあのときの経営者にあるのではないか、これは地域力再生機構の枠を超えて、地方議会の中で判断されることになります。それを含めて、今、三セクの改革というのに自治体が取り組んでいるということでございます。

○西村(智)委員 地方議会の中でそういう問題

が議論されるのではないか、あるいは経営計画の中でそういうことも議論されるのではないかと。されるのではないかという言い方では、納税者の思いを本当に酌み取つていいのではないかというふうに考えるんですよ。もう大臣としての意見はいたしましたけれども、私は、三セクは特に利害関係者が多いわけですから、そここのところはもう少し丁寧にやるべきだというふうに思つています。

質問を続けさせていただきます。

私は、先ほど来三セク、三セクと繰り返し申し上げておりますけれども、問題は三セクばかりではないのです。自治体が出資している三セクばかりで、三公社それから公益法人、地方法人ですか、そういう額でもこれはかなり大きいなと思う

非常な大きいわけとして、例えば損失補償の契約などを見ますと、三セクの合計で二兆円。二兆円という額でもこれはかなり大きいなと思う

ですけれども、何と、地方三公社の方で合計しま

すと六兆五百五十五億円なんですよ。三公社の方

がばかでかい債務残高があるわけなんです。

つまり、自治体にとつてみれば、秋ですか、財政健全化法の指標が示されるということで、いよいよこれからというところで、三セクもさることながら、この三公社、法人、これをどうするかといふそのトータルの考えがあつてしかるべきだろう。地域力再生機構で救えるところは救う、再生できるところは再生できるということですけれども、それ以外、もう本当にどうしたらしいのかわからないような三セクや公社、これをどうするのかという、そのトータルの姿を示していただきたいというふうに考えてるんですけども、総務省の方は、これからこの問題にどういうふうに取り組んでいくつもりなんでしょうか。

○二之湯大臣政務官 お答えいたします。

第三セクター及び地方公社等の経営状況は、御質問のとおり非常に厳しい状況が続いておると認識をしておるわけでございます。第三セクター及び地方公社等の経営が個別の地方公共団体の財政や地域経済に大変大きな影響を及ぼしかねないということは、否定できない事実であるわけでございます。

このため、第三セクター及び地方公社に関しましては、一つは、統廃合や完全な民営化あるいは経営改善等について積極的に取り組んでいくこと、二つ目には、問題を先送りすることなく抜本的な経営改善策の検討を行つて、必要に応じ法的整理の実施等も含めた抜本的な見直しを検討する

ことを、第三セクターに関する指針、集中改革プラン等で重ねて要請したところでございます。

また、今般発表いたしました健全化法の損失補償債務等の負担見込み額や地方公社の債務の算定基準等は、地方公共団体に対する影響を明らかにし、その存続も含めたあり方の検討を促すことになるものであります。

さらにまた、今後経営が著しく悪化し、特に改革が必要と判断する第三セクター等に関し、年限を区切って集中的な取り組みを地方公共団体に行つてもらうために、新たなるガイドラインを策定することを検討いたしております。

債務調整等に関する調査研究会の中間まとめも踏まえ、地域力再生機構の活用はもとより、第三セクターや地方公社の改革についてどのような措置が必要かについて、総務省としても今後鋭意検討してまいりたいこのように思つております。

○西村(智)委員 総務省には、第三セクターの債務残高を増嵩させたことの責任はきつちりとつていただきたいと思います。

元来、財政援助制限法によりまして自治体の三七クへの債務保証はできなかつたとされていたのが、これはもう随分昔の話になるんだと思ふんですが、一九五四年に自治省が通達を出して、損失補償は財政援助制限法の規制するところではないという解釈をして、そこからでしよう、損失補償が安易に契約されるようになつたのは。

そういう赤字をふやしてきたことの責任を総務省の方はどういうふうにお考えになつておられるのか。ちょっと質問の順番が変わつて、質問を一つ削りましたが、どうでしようか。

○二之湯大臣政務官 第三セクター等に対する損失補償の件でございますけれども、これは、当面財政負担を伴わないメリットがあるということ、さらにも、経営破綻時の巨額の債務、財政負担を負うリスクもありますけれども、地方自治法上、地方公共団体の自主的な判断で債務負担行為に関する議会の議決を経て設定される、こういうことで、基本的には地方公共団体の判断とリスク

で行われてきたものと認識しておるわけでございります。

総務省といたしましては、損失補償が当面の財政負担を伴わない一方で大きなリスクがあるといふことも踏まえ、平成十一年の第三セクターに関する指針、平成十五年の同指針の改定を初め、繰り返し、リスクを踏まえて厳しく評価し慎重な検討を行うよう求めてきたところでございます。

ただ、第三セクターの経営の悪化には、バブル崩壊以降の評価の著しい下落等の我が国経済全体の問題が影響している面もございますし、第三セクターや損失補償を活用した地域振興につきましては、一つは、プラザ合意以後の内需拡大の必要性や日米構造改革協議に基づく公共投資基本計画やリゾート法の制定等の政府の政策、また、バブル崩壊後の政府の景気対策など、経済全体の問題の一環という面も否定できないと考えております。

いずれにいたしまして、第三セクター等の損失補償のあり方が地方財政や地域経済さらには地域金融システムに与える影響なども踏まえて、地域力再生機構の活用等、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

○西村(智)委員 政務官、そろそろ建前の議論は私もやめにしたいと思うんですけれども、政務官は全国市議会議長会の会長でいらっしゃいましたよね。京都で長く市議会の議員と議長までもお務めになつた。私も、短い間ですけれども地元の県議会で議員をさせていただきました。

率直に申し上げて、私自身も、要するに地方財政にかかわっていた一人として責任は感じております。ですけれども、そういうふうに中央の方から、政府の側からこうすれば使えるお金がふえますよということで、それはもうさんざんぱらやられていたわけですか。私たち、自分自身の責任はそれはそれとして感じながらも、非常に巧妙に赤字が膨らませられてきたという思いはあるわけですよ。このところをお互いに認めてからでないと、そこからないと、この三セクや公

社の問題というのはスタートしないと思うんですね。本当にそういう決意がおありなのか。

また、大臣にもそこはぜひ言つていただきたい、聞いていただきたいと思うんですけれども、本当にこの問題をどうしようとしているのか。

この地域力再生機構では、残念ながら、三セクの再生、一部ではできるかもしれませんでも、手を挙げたところしかデューデリは行われないんです。本来であつたらすべての三セクとか公社とかにデューデリを行つて、現状を把握した上でどうするのかということを検討しなくちゃならないんじゃないでしょうか。どうでしようか。

○二之湯大臣政務官 大変厳しい御意見をいただきまして、私も地方議会の出身者といたしまして、地方の非常に厳しい財政状況は認識しているわけでございます。

今先生おつしやいましたようなことで、地方経済が再生するか、あるいは三セク初め地方のいろいろな公益法人がそれによって再生するかということについては、大変厳しい見方をいたしております。これにつきまして、本当に地方の声を聞きながら、この地域力再生機構が地方の経済の再生に十分機能するようひとつ私ども真剣に考えていかなければならぬ、このように思つておりますので、その旨は増田総務大臣によく伝えておきたいと思います。

○西村(智)委員 まず情報開示だと思います。われども、現時点では余り芳しくないんですね。

これは、現状、どういう見込みで、また、ちよつと質問を圧縮します。最低どのくらいの資金で株式会社をスタートさせるのか。それから、先ほどもありましたけれども、出資しなかつた都道府県が出資している第三セクターとかそこにある事業所などが手を挙げたときには一体どういうことになるのか、この点について伺いたいと思います。

○大田国務大臣 出資金につきましては、国が百億、地方自治体が百億、それから金融機関が百億ということで、合計三百億を想定しております。

まず、金融機関につきましては、全銀協、地銀協、第二地銀協、その他ですけれども、前向きの感触を得ております。私も直接会つてお話ししたしましたが、前向きの感触を得ております。

それから地方自治体につきましても、それぞれ

の県が判断していく。四十七都道府県、一県につき二億円、そして大きい東京、大阪、愛知のようなどころは四億円をお願いしておりますが、これはそれぞれの自治体の判断でございます。それぞれ前向きに、知事会でも、前向きに検討する、ただ拠出についてはそれぞれの自治体の判断だとうことで回答をいたしております。拠出するかどうかは、地方議会の議決も必要ですので、この法案審議の様子を見ながら御検討いただいているものと思います。

○西村(智)委員 最低どのくらいの資本でスタートさせるのか、ちょっとわからないということです。最低は三百億ということですか。そうしますと、法案にこれは三百億と書いてあるんでしょうかね。書いてないですか。法案には書いてない。だから、三百億に満たなくても株式会社は設立をされるということですね。

それで、現時点で、私も幾つかの都道府県に聞いてみたんですけども、やはり様子見というところがかなりある。増田大臣が、昨年末に、そういう状況を恐らく受けてなんだろうと思うんですけれども、都道府県が出資した際に、その出資金の九〇%を地方債で賄うこと認める方針を明らかにしたということなんですね。これはいかがなものか。中央集権にまた輪をかけて集権的で、これは出資を強制しているものではありませんよと

いう総務省の方からの御説明だったんですけども、少なくとも出資を促しているわけです。この点については、本当にこれは妥当だというふうにお考えでしようか。

○榮烟政府参考人 現行の地方財政法の規定では、地方公共団体の出資金につきまして、地方債でその財源とすることが可能でございます。そしてまた、現実に政府関係機関等への出資金についてもこれまで地方債が充てられてきたところでございます。したがいまして、今回の地域力再生機構に対する出資につきましても、これまでと同様に地方債の活用というのが考えられるところでございます。

○西村(智)委員 最低どのくらいの資本でスタートさせるのか、ちょっとわからないということです。最低は三百億と書いてあるんでしょうかね。書いてないですか。法案には書いてない。だから、三百億に満たなくても株式会社は設立をされるということですね。

それで、現時点で、私も幾つかの都道府県に聞いてみたんですけども、やはり様子見というところがかなりある。増田大臣が、昨年末に、そういう状況を恐らく受けてなんだろうと思うんですけれども、都道府県が出資した際に、その出資金の九〇%を地方債で賄うこと認める方針を明らかにしたということなんですね。これはいかがなものか。中央集権にまた輪をかけて集権的で、これは出資を強制しているものではありませんよと

いう総務省の方からの御説明だったんですけども、少なくとも出資を促しているわけです。この点については、本当にこれは妥当だというふうにお考えでしようか。

○榮烟政府参考人 現行の地方財政法の規定では、地方公共団体の出資金につきまして、地方債でその財源とすることが可能でございます。そしてまた、現実に政府関係機関等への出資金についてもこれまで地方債が充てられてきたところでございます。したがいまして、今回の地域力再生機構に対する出資につきましても、これまでと同様に地方債の活用というのが考えられるところでございます。

○西村(智)委員 先ほど楠田委員と市村委員の質問の中で大田大臣は、この会社をつぶったときに経営委員会という名前で正しかつたでしたか、その委員会にお任せをして、赤字が出ないよう

にやついていただけるものと思っていた、こういふことでした。

○吉井委員長 実際に産業再生機構は四百何十億ですか、黒が出たということなんですねけれども、そのときから比べると、もうこれは何度もどなたもが指摘していることです。が、産業再生機構ができた当時と今

の状況は異なります。また、今回の想定している件数もその当時と比べると非常に少ないし、規模も非常に小さい。

○榮烟政府参考人 は、地方公共団体の出資金についてもこれまで地方債が充てられてきたところでございます。そしてまた、現実に政府関係機関等への出資金についてもこれまで地方債が充てられてきたところでございます。したがいまして、今回の地域力再生機構に対する出資につきましても、これまでと同様に地方債の活用というのが考えられるところでございます。

○吉井委員長 次に、吉井英勝君。

○吉井委員長 日本共産党的吉井英勝でございます。

私は、この法案について、やはり、皆さんからもお話をありましたように、もともと、地域中小企業の資金繰りを応援するとかそういう法律としての再生法であれば、これは経済産業省で検討してきました。しかし、自治体出資法であれば、これは経済産業省でつくった自治体財政健全化法により、今、三セク等のことを含めた特別会計の処理

したがいまして、今般の地域力再生機構への出資自体につきましては地方公共団体ごとに御判断でできますと、いう仕組みを説明してくださいと私は、これは少なくとも出資を促していることにはありますよね。国が株式会社をつくるときに、地方から出資してもらうのに、地方債で起債オーバーです。よどいことをわざわざ裏づけして出してもらいうのは、これはやはり地方自治の趣旨からいうとなじまないのではないかという質問なんですね。

○榮烟政府参考人 出資するかどうかというのには、あくまでその地方公共団体ごとに自主的に御判断されて決められるわけだと思います。出資をされるようなときに、では当面の財源として地方債を充てるかどうかということになるわけでござります。

○西村(智)委員 先ほど楠田委員と市村委員の質問の中でも、大田大臣は、この会社をつぶったときに経営委員会という名前で正しかつたでしたか、その委員会にお任せをして、赤字が出ないよう

にやついていただけるものと思っていた、こういふことでした。

○吉井委員長 次に、吉井英勝君。

私は、この法案について、やはり、皆さんからもお話をありましたように、もともと、地域中小企業の資金繰りを応援するとかそういう法律としての

再生法であれば、これは経済産業省で検討してきました。しかし、自治体出資法であれば、これは経済産業省でつくった自治体財政健全化法により、今、三セク等のことを含めた特別会計の処理

それから、WTCでございますが、同じく二六・六%と二〇・四%というふうに聞いております。

○吉井委員

そこで、大臣、そういう形でかなり自治体も出しておつたんだけれども、銀行等が一緒に、銀行、ゼネコン等が出資してつくったのが大体三セクなんですね。それで破綻ということなんですが、全国で破綻した三セクはいっぱいあるわけですね。今度の法案で全部の三セクの再生に取り組もうという法案ですか。

○大田国務大臣

それぞれの自治体で抱えている三セクをどうしていくのかというのは自治体の判断です。自治体がそれぞれの三セクの経営状況を見て、経営改革委員会、経営再生委員会でしたかをつくる、そして改革プランを二十一年度までにつくることになっております。その中で、事業再生できるものについて地域力再生機構を持つて再生するということになります。私どもは、それが事業再生できるかどうかを厳密な資産査定で、再生できるものを地域のために再生していくというスキームになります。

したがいまして、御質問に対しては、全部を再生させるものではありません。

○吉井委員

筋悪と言いましたように、三セクまで入れてやろうといふんだけれども、非常に厳しい状況にある三セクをすべて、全部再生できるものばかりじゃない、そこは私も思いますけれども、別にそれを、最初から全部を考えて、三セクをどうするかということをやつしていくもののじやないといふことが非常にはつきりしたといふうに思っています。

新しい機構では、三セクの話はあるんですが、地方の住宅供給公社とか道路公社、土地開発公社などは対象になるんですか。

○大田国務大臣

三公社につきましては、これは自治体一〇〇%です。つまり、地域力再生機構が経営権を掌握するという形にはなっておりません。

一〇〇%これは政府の組織でございますの

で、あくまで地域力再生機構は事業を再生するとたつておられるのか伺いたいと思います。

いうところですので、三公社は対象にしておりません。

○吉井委員

地方道路公社の中には、有料道路をつくるにおいて、でき上がつたら無料にするといふうなところもあるわけですが、要するにそういうのは相手にしないということがはつきりしたと思うんです。

○大田国務大臣

それが

式会社、シーガイアの破綻三千二百六十一億円の債務を出して破綻したというものです、紹介されました。

この中で書いてあることですけれども、ゼネコンは工事の受注をふやせばよい、銀行は貸し出

しをふやせばよい、コンサルタントは自分の夢が実現できればよいといったぐらいで真剣に検討し

たところは少なかつた。こういうふうにした上で第三セクターにゼネコンや銀行が若干の出資をし、株主となつてしまつてある、株主となつたゼネコンが受注し、資金は株主である銀行が貸

し出すという事業構造ができ上がる、リスクは筆頭株主である事業者、すなわち自治体が負うことになる。ということを、これはずっと以前に指摘

しております。もう十年前から、リゾート開発など三セク破綻はわかつていただけます。

これは民間活力活用をスローガンにした民活法がもたらした結果ですよ。それらについての総括、そういうのはもう全然知りませんよと。普通

だつたら、おいしいところ食いついただけの銀行政やゼネコンやコンサルは物すごい責任とならないのか。

このことについてはどのようにきちんと整理し

た上で三セクの再生ということをこの法案でう

るまいこといくんやと言うて、民活法でわあわ

いては、それぞれの地方自治体、地方議会、真剣に向き合わなくてはならないと考えております。

○吉井委員

ソート地域の調査を行つてレポートを出しました。この中に、先ほどのフェニックスリゾート株

式会社、シーガイアの破綻三千二百六十一億円の債務を出して破綻したというものが、紹介されました。

この中で書いてあることですけれども、ゼネコンは工事の受注をふやせばよい、銀行は貸し出

しをふやせばよい、コンサルタントは自分の夢が実現できればよいといつたぐらいで真剣に検討し

たところは少なかつた。こういうふうにした上で第三セクターにゼネコンや銀行が若干の出資をし、株主となつてしまつてある、株主となつたゼネコンが受注し、資金は株主である銀行が貸

し出すという事業構造ができ上がる、リスクは筆頭株主である事業者、すなわち自治体が負うことになる。ということを、これはずっと以前に指摘

しております。もう十年前から、リゾート開発など三セク破綻はわかつていただけます。

これは民間活力活用をスローガンにした民活法がもたらした結果ですよ。それらについての総括、そういうのはもう全然知りませんよと。普通

だつたら、おいしいところ食いついただけの銀行政やゼネコンやコンサルは物すごい責任とならないのか。

このことについてはどのようにきちんと整理し

た上で三セクの再生ということをこの法案でう

るまいこといくんやと言うて、民活法でわあわ

あおつて、国自身が誘導して、あるときにはFAT法をつくつて誘導したりとかやつてきたわけですよ。

その中で、要するに、計画を進めて利益を上げて、その破綻処理もうまくいかないときは、おまえさん、債務保証しとするじやないかと言つてあります。

これは債権の放棄をもたらしますし、自治体に対する当然株主権の消却を生みますので、まさにそれをやるかどうかは自治体が判断して持つて、私の整理の枠組みの中で責任は当然に追及して、人材が入つて再生していくことでござります。

○吉井委員 三セク関係だつたら、私は、本来総務省の方で法律を考え、どういうものになるかわかりませんが、やはりそこで議論を深めないと、こういう、内閣委員会へ持つてきて半端な議論をするというのは余りいいやり方じゃないと思うんです。

先ほどもありましたが、第一回地域力再生機構研究会で、元産業再生委員長であった高木座長代理が、産業再生機構がエグジットできたのはなぜかといふと、景気が上向きのときだった、こういう景気の状態が長く続くうちにできるだけ早くエグジットすることが必要だと。今は景気下降局面、産業再生機構と同じようにうまくいくといつたらそれは勘違いだとこの研究会で言つておられますね。

○大田国務大臣 詳細に記憶しておりませんが、議事録の中にもう書かれているのだとすればそのとおりでございます。

○吉井委員 詳細に記憶しておいてほしいんですけど、大臣に伺つておきたいのは、高木発言というのはこのとおりだったと思うんですが、そうです。

○吉井委員 ほかに、金融機関百億、都道府県、自治体百億あるでしょう。それにつきましては、まさに政府といたしまして金融機関に百億円、それから地方自治体に百億円を要請中ということでござります。

○吉井委員 先ほど来議論もありましたけれども、出資というのは、必ずしもイコールじゃないけれども、考え方をえて言えば、株を買うのと一緒にですよ。昔は銀行が銀行業務と別にいろいろなことを、証券の売買とか生命保険を売るとか、これはやらさないということことで、ファイアウォールをしっかりとやつておくということだつたんですね。今度の場合は出資ということで、言つてみれば、銀行が株を売りますが、その株に必要な資金は、地方債と称する、要するに融資で面倒を見てあげましよう。

○大田国務大臣 大体地方債の扱いというのは、起債を立てた場合の言い分というのは、最後返すころになつたら、困つておつたら地方交付税で面倒を見なさい。そういうふうな気楽なお話がありました。どうしても欠損が出たら、平等に株主で負担いたします。

○吉井委員 いたしますけれども、そもそも、くどいようではありませんね、これは自治体の自主財源なんです。

だから、そういうふうな問題なのに、さつきの自治体百億というふうな気楽なお話がありましたけれども、やはりもともと、民活だ、うまい話であります。どうしても欠損が出たら、平等に株主で負担いたします。

○大田国務大臣 出資や融資した資金は、いずれ債権の回収、株式の売却ということで回収いたしました。どうしても欠損が出たら、平等に株主で負担いたします。

○吉井委員 いたしますけれども、そもそも、くどいようではありませんね、これは自治体の自主財源なんです。

だから、そういうふうな問題なのに、さつきの自治体百億というふうな気楽なお話がありましたけれども、やはりもともと、民活だ、うまい話であります。どうしても欠損が出たら、平等に株主で負担いたします。

○吉井委員 いたしますけれども、そもそも、くどいようではありませんね、これは自治体の自主財源なんです。

基本的には、スボンサーと申しますのは、産業再生機構のまさに本来の役割があるということを申し上げておきます。

○吉井委員 だから、それは、一生懸命努力する、努力するというお話だけなんですよ。だけれども、努力する話は努力するとして、実際に機構が損失を出した場合には、これは税金が失われていくことになるということは結局否定することは

○吉井委員 三セクが破綻したら、今度はまた国民の税金、市民の負担によって、要するに、税金による負担

どういう予定なのか、これは先に政府参考人から伺つておきます。

○藤岡政府参考人 地域力再生機構に対します政

が百億ですから、金融機関が百億ですから、三分の二は税金で負担するわけですよ。政府の債務保

定、実行、債権譲渡というふうになつて行きますが、再建計画をつくりて、各債権者が債権放棄を行つて調整ができた場合、うまくいった場合、では、その場合は機構が債権を買い取る必要がないことになりますが、そういう場合もあると

いることになりますので、お答え申し上げます。

○吉井委員 たがいまして、政府保証というのは、枠として、五年間の時限措置、時限組織である地域力再生機

が失われる。出資したものが毀損するわけですか

ら税金が失われ、債務保証をつけておつた場合に、機構が損失を出したら、債務保証した分は結局税金で金融機関に払うことがあつてもまた新たな負担というものが国民の側に回つてくるということになるんじやないですか。

○大田国務大臣 まず、この地域力再生機構の役割は、地域の中で事業再生が見込めるものを再生いたします。企業価値を上げるのが目的です。したがいまして、政府保証というのは、枠として、五年間の時限措置、時限組織である地域力再生機構が低利で融資を受けるための保証としてその枠は設けますけれども、そもそも事業再生を行つて企業価値を高めるのが目的ですので、損失といふものは生み出さない。それが機構の役割です。

○吉井委員 役割のお話はされたにしても、実際に損失が出たときは、これは税金の方で負担というのが出てくるんでしょうということを伺つています。

○吉井委員 機構の業務内容として、対象事業者に対する金融機関が有する債権の買い取りについて、債権買い取りや調整の対象となる金融機関の範囲についてはこう書いていますね、地銀以外の地域に展開しているメガバンク等が機構を活用することを排除しないとうたっていますね。事業再生に向けた支援業務として、プレデューデリジェンスの段階から再生計画に対する債権者の合意を得る段階までの間にスボンサーを見つけると。結局、これはメガバンク、大銀行の債権処理の支援ということになつてくるんじやないですか。

○吉井委員 機構が債権を買い取る場合は適正な価格で買い取る、こういうふうに言つてはいますね。これも政府参考人に伺つておきますが、適正

な価格ということは、その債権を回収できる額、当然、一定期間の利息分も見なきやいけませんが、そういうものだと見ていいんですか。

○藤岡政府参考人 まさに委員おっしゃいますように、事業再生計画に基づくわけでございますが、まさに時価評価の、買い取る額におきましては、適正な手数料とコストが入った金額でございます。

○吉井委員 別な見方をしますと、そういう適正な時価でその債権に見合うリターンが入つてくると見込まれるということなんですよね、今のお話は。そういうものだったら、債権を持つている金融機関がそのまま持ち続けたり、他の金融機関が買い取つたりすることができるはずなんですが、なぜそれを機構が買い取る必要があるのか、どうなんですか。

○大田国務大臣 債権放棄を行うということに対しては金融機関は抵抗がござります。メーンバンク、非メーンバンク、すべての債権者の調整を行ななくてはいけない、そのときに抵抗を持つ銀行もありますけれども、なぜ機構が買い取るかというと、買い取りに応じても応じなくてもいいという選択肢を金融機関に提供することになります。金融機関としては、ここで機構が提案する適正な時価というものに応じて債権放棄するのがいいのか、あるいは、じつと持つていて、その場合資産が劣化するかもしれません、そして法的整理になる場合と、どちらが弁済率が高いかということを判断するということになります。

○吉井委員 私、だからこそ、三セクなんかについて、こういう法律を考える前に徹底した総括、検証が必要だというふうに思つんですよ。だつて、三セクの場合は、さつきの例でも、二五%出資とか五〇%出資、自治体とかいろいろありましたけれども、WTCで見れば、あれも大阪府、市などで大体五〇%ぐらいですが、フェニックスリゾートでいえば、宮崎県二五%，宮崎市二五%。いずれにしろ、市や県は出しているけれども、しかし、銀行とかゼネコンとかコンサル会社

というのは出資はわずか、比率はわずかで、何か責任が軽いような顔をしておつて、しかし、しつかりもうけているわけなんですね、事業全体を通じては。

それで、おいしいところだけはいただいておいで、自分も首を突っ込んでやつたんだけれども、しかし、いざそれが破綻したとなれば、そうしたら、本来金融機関は債権放棄、相当なことを考えてやらなきやいけないのに、さつきの質問に対しても、何か金融機関は相当抵抗するだろうというお話をされれども、だからこそ私は、三セク問題なんかは徹底した総括が必要だと思うんですよ。おまはん、大体抵抗できるような資格はあるのかいと、それぐらいのことときちんとやるぐらいの総括からやつていかないと、私は、そんな、機構が買ひ取つてやつて、メガバンク等が機構を活用することも排除しないというふうなことを言つてみたり、余りにもおいし過ぎる話じやちよつとおかしいと思うんです。

いろいろ言いましたけれども、回収ができないくなるリスクの肩がわりを求めているのではないかということ、私はここが非常に大事なところじやないかと思うんです。事業再構築計画に従つて、その後事業が再建するとの合意で、それぞれ債権放棄額を決めれば債権者間の調整はそれで終わりなんです。債権者が機構に買ひ取りを求めるということは、リスクがあると思っていることではないんですか。金融機関が引き受けずに買ひ取りを求めてくるということは、リスクを引き受けられない、つまりリスクは機構に求める。金融機関としては、三セク破綻でいえば、本来みずから責任については相当やはりきちんとした検討が必要だと思つんですよ。どうなんですか。

○大田国務大臣 三セクにつきましては、自治体との間で損失補償ですかそういう契約が結ばれておりますので、これは個々のケースで考えていく

かなくてはいけません。

企業のケースで申し上げますと、まず、時価か企業の価値を引いたものが債権放棄額になります。必要放棄額、債権を放棄してもらわなきやなられない金額が出てまいります。この中で担保で保全されていないものを、それぞれの銀行が持つて、それを銀行に債権放棄額を求めるということになります。

これは、銀行にとつてはそれほど重い話ではありませんで、ここでしつかりと損切りをしてお話しけれども、だからこそ私は、三セク問題などは徹底した総括が必要だと思うんですよ。おまはん、大体抵抗できるようだなことを言つてみたり、余りにもおいし過ぎる話じやちよつとおかしいと思うんです。

そのときに、今ここでその債権放棄に応じた方がいいのか、あるいは抱え続けていつ、その企業価値が劣化して法的整理に持ち込まれた方がいいのか、あるいは独自に再建させていった方がいいのか。それは、銀行がそれぞれの経営判断として厳密に考えることになります。

○吉井委員 ですから、三セクをちょっと避けられて、今度は産業の方に移つてはいるわけですけれども、それだつたらそれは経済産業省の方で考えていらっしゃつたわけですから。過大な債務を負う中堅企業数といふものを見込んで、では、その中で事業再生対象の中堅企業数といふのはどれくらいのものかとか、きちんと見た見通しを立てながらそれをやつてはいるのかといつたら、相当数の、過大な債務を負う、幾らやつたかな、一万五千ぐらいですか、中堅企業の方で。しかし、物理的容量で、対応できるのは年間百件か、多くて二百件ぐらいという話ですか、では、経済の方で考えてみても結局それは中途半端なものになるのではないかということを申し上げて御質問しようと思つておりますから、時間が来たからやめると今参りましたから、次の機会に質問を続けたいと思います。

以上で終わります。

○中野委員長 次回は、公報をもつてお知らせすこととし、本日は、これにて散会いたします。

第一類第一号

内閣委員会議録第十六号

平成二十年五月十六日

平成二十年五月二十三日印刷

平成二十年五月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A